

厚木市文化会館改修事業
入札説明書等に関する質問への回答

令和4年5月23日

厚木市

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
1	入札説明書	2	第2	7		事業期間	事業スケジュールより、令和5年7月1日から休館期間となりますが、指定管理者・市にて対応頂く、備品整理、作品等の養生は休館期間から行うと考えて宜しいでしょうか。その場合に工事着手が可能な時期をお知らせください。	お見込みのとおりです。 工事着手は令和5年10月1日を想定しています。	
2	入札説明書	10	第3	4	(2)	ウ	申込方法	「本事業において運営業務を実施する予定の指定管理者（公益財団法人厚木市文化振興財団）へのヒアリングを希望する場合は、「第8 入札説明書等に関する問合せ先」に示す担当に個別に相談すること」とありますが、令和4年5月18日に予定される指定管理者へのヒアリング以降も必要に応じて、指定管理者とのヒアリングの機会が設けられるとの理解で宜しいでしょうか。	5月18日のヒアリング後、1回程度予定しています。
3	入札説明書	11	第3	11	(4)		事業条件・要求水準の変更等に係る質問の受付	「下記（9）入札説明書等に関する第2回質問の受付に際しても同様とする。」との記載から、事業条件・要求水準の変更等に係る質問を、令和4年8月3日に予定される対面的対話においても提出することはお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 提案検討が進むにつれて、第1回質問時点では確認しきれなかった事項が生じることもあろうかと考えるためです。	お見込みのとおりです。
4	入札説明書	11	第3	11	(6)		入札参加表明書、入札参加資格確認申請書類の受付	入札参加表明書、入札参加資格確認申請書類の受付につきまして、「令和4年5月31日（火）9時から17時まで」とのご指定ですが、入札参加表明書の書類が前日までに整っている場合は、5/31よりも前に提出することも可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
5	入札説明書	11	第3	11	(4)		事業条件・要求水準の変更等に係る質問の受付	事業条件・要求水準の変更等に係る質問へのご回答につきましては、事前に質問提出企業に公表・非公表の分類案をご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、公表・非公表の考え方は、入札説明書P11【事業条件・要求水準の変更等に係わる質問の回答の取扱】に示すとおりです。
6	入札説明書	12	第3	4	(6)		入札参加表明書、入札参加資格確認申請書類の受付	提出部数は、正1部・副1部とありますが、押印書類は正・副とも押印が必要でしょうか。	正のみで構いません。
7	入札説明書	12	第3	4	(9)		入札説明書等に関する第2回質問の受付	提出方法について、「様式1に入力した」と記載がございますが、「様式2に入力した」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
8	入札説明書	18	第5	1	(1)	イ	事業者が提案する利用者利便施設からの収入	利用者利便施設が生み出す収入は事業者の収入とすることができるとありますが、以前の質疑回答であった使用料の発生について明示されていないということは、使用料はかからないという認識で宜しいでしょうか	光熱水費等（従量分）、行政財産目的外使用料等については発生します。
9	入札説明書	18	第5	1	(1)	イ	事業者が提案する利用者利便施設からの収入	利便施設の収入についての制限は条例などで定められる予定はありますでしょうか。	予定はありません。
10	入札説明書	18	第5	1	(1)	イ	事業者が提案する利用者利便施設からの収入	利便施設の運営については、市とどのような契約を締結する予定でしょうか。（賃貸借（普通、定期）、使用許可等） また、その契約が事業期間中の変更の対応（占有料の改定や途中解約）を教えてください。	提案の内容によりますが、現時点では行政財産目的外使用申請・許可を考えています。 利便施設の運営を中止する場合、跡地利用についても配慮してください。
11	入札説明書	22	第5	3			予定事業費	予定事業費が税抜5,410,391,000円、税込5,947,868,300円とありますので、金利等の非課税対象額の予定額が35,618,000円と思料されますが入札時に金利等がこの金額を超えるか否かは問わないとの理解でよろしいでしょうか。	金利等の非課税対象額については予定額を設定していませんが、税抜、税込価格とも予定事業費を超えないようにしてください。
12	入札説明書	22	第5	3			予定事業費	予定事業費には利用者利便施設の工事費用も含まれるのでしょうか。 利便施設の内容次第で、整備費用にも差が生じると考えます。	お見込みのとおりです。
13	入札説明書	23	第6	2	(2)		特別目的会社の設立等の要件	「特別目的会社は、厚木市内に設立するものとする。」とされていますが、所在地は、本施設の住所地とすることは可能でしょうか。	可とします。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	入札説明書	24	第6	5			契約を締結しない場合 構成員・協力企業が入札参加資格を欠いた場合でも「入札参加資格の確認及び設立予定の特別目的会社の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する」とありますが、参加資格を欠いた代表企業以外の構成員・協力企業を交代させることにより支障をきたさないということが認められた場合にも契約締結が可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	入札説明書	24	第6	7			契約保証金 契約保証金の金額は「設計・改修業務にかかる対価（サービス対価A）から割賦手数料を控除した額の100分の10以上に相当する金額」と設定されておりますが、税抜額との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	入札説明書	27	第7	6	(2)		業務の履行の検査等 ア 施設の完成検査 完成検査の班構成と所要日数をご教授願います。	現時点では未定です。
17	入札説明書	27	第7	7	(1)		一時金 本事業において本施設の所有権移転は発生しないと認識しております。誤記との理解でよろしいでしょうか。	本事業の対象となる改修工事の対象物の引渡しと理解してください。
18	事業契約書(案) 入札説明書 事業契約書(案)	51 18 27	別紙5 第5 第72条 第73条	3 1	(1) (1)	イ ア	サービス対価について 市から払われる対価 サービス対価の支払い サービス対価の改定 サービス対価Aについて、事業契約書（案）「第1回支払日を令和7年3月末日・・・とし、・・・3ヵ月毎の分割払」とあります。割賦払いについては、最近の経済情勢などから金利の上昇がみられコスト上昇の懸念がありますので、第1回目の支払を引渡し直後の令和6年度中にしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
19	入札説明書 事業契約書(案)	18 27	第5 第72条 第73条	1	(1)	ア	市から支払われる対価 サービス対価の支払い サービス対価の改定 「市は、選定事業者が実施する改修業務に要する対価のうち、起債相当額を、市への工事対象物等の引渡し後（令和6年9月30日の引渡し後）に一括にて支払う」とあります。一括支払日は引渡し後に適法な請求書を市が受理した日から30日以内との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	入札説明書 事業契約書(案) 事業契約書(案)	18 27 55	第5 第72条 第73条 別紙5	1 4	(1) (1)	ア ア	市から払われる対価 サービス対価の支払い サービス対価の改定 物価変動による改定 物価変動による改定項目の中に国土交通省策定「公共工事標準請負契約約款（令和4年3月14日改定）第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）、第5項（単品スライド）、第6項（インフレスライド）条項を加えて頂きますようお願い致します。 第5項については国土交通省・防衛省・県内自治体においてすでに適応、運用されております。第6項におきましては世界情勢、新型コロナウイルス感染拡大による景気変動が昨今予測しにくい状況下でありますので採用して頂くようお願い致します。採用頂けない場合はその理由をお聞かせ願います。	厚木市工事請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に準じた規定を、事業契約書（案）に追記することとします。
21	要求水準書	2					添付資料 2003年厚木市文化会館リニューアル工事及び2008年安全対策工事時の構造計算書をご開示頂くことは可能でしょうか。 本事業改修工事に際しての構造検討にあたって必要となるため、ご開示頂きたい主旨です。	2003年のリニューアル工事の構造計算書はありません。2008年の安全対策工事での計算書と、2015年に行った耐震診断結果については開示します。
22	要求水準書	3	第1	2	(1)		事業期間 設計・改修期間として令和5年4月1日～令和6年9月30日とありますが、実際、現場での改修工事期間は休館期間である令和5年7月1日～施工完了・施設の引渡しである令和6年9月30日を考えればよろしいでしょうか。	令和5年10月1日～施工完了・施設の引渡しである令和6年9月30日までです。
23	要求水準書	3	第1	2	(1)		事業期間 休館期間である令和5年7月1日～施工完了・施設の引渡しである令和6年9月30日について建物内は居抜きになると考えてよろしいでしょうか。	令和5年10月1日～施工完了・施設の引渡しである令和6年9月30日までです。現在の指定管理者は令和5年9月に移転予定です。
24	要求水準書	3、 7、 34～ 117	第1 第2 第3	2 3	(1) (1)		事業期間（予定） 関係する法令等 設計・建設業務 今回事業は改修項目から建築基準法第6条に規定される確認申請は不要と考えてよろしいですか。事業スケジュール上も不要であることが前提と拝察しております。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書	12	第2	4	(2)	ア	要求性能確認計画書 様式が規定されていたらご提示願います。	様式は特に想定していません。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
26	要求水準書	13	第2	4	(3)	(イ) 施設管理台帳	ここで提示されている施設管理台帳とは同P155（ウ）記載の「建築物の保守管理の記録等」と同じものとの理解でよいでしょうか。	施設管理台帳の適切な更新・変更等を含めて「建築物の保守管理の記録等」とします。	
27	要求水準書	16	第2	5	(2)		特別目的会社の設立（イ）	特別目的会社は、「取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない」とありますが、監査役は会計限定の監査役で構わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準書	19	第2	6	(2)	ウ	責任者の配置（ア）	「各業務の責任者をそれぞれ1名選任し、配置すること。なお、各責任者と常時連絡がとれる体制とすること」とありますが、代理人などを置くことで常時連絡が取れる体制とすることは可能でしょうか。	可とします。
29	要求水準書	19	第2	6	(2)	ウ	責任者の配置（イ）	各業務の業務責任者の資格要件についてご教示願います。 例）業務実績、経験年数、保有資格、構成員または協力企業との雇用関係等	事業者提案に委ねます。
30	要求水準書	19	第2	6	(2)	ウ	責任者の配置	（エ）では責任者が別の業務を兼務可能と記載があるのは、（カ）の責任者を指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	要求水準書	20	第2	7	(2)		災害発生時の対応	災害時に屋外のトイレを開放すると記載されていますが、深夜に震災が起きた際も駐車場及びトイレの開放に向かうことが必要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本施設の駐車場は、車中泊避難が可能となっています。 災害時に駐車場を車中泊避難施設として開放することを市が決定した場合には対応する必要があります。
32	要求水準書	21	第2	8			利用者満足度調査	令和3年11月12日付けで公表されました本事業の「実施方針及び要求水準書（案）」に関する質問及び意見への回答におきまして、「利用者満足度調査（アンケート方式）は、削除する方向」とのご回答がございましたので、誤記であり、削除されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書	24	第3	1	(1)		改修方針	改修方針の「実態を鑑みて、延命措置としているものも多い」とありますが、更新を前提としている機器についても延命措置を図る提案が認められますでしょうか。	既設流用で延命措置を提案する場合は、適切な改修となるという技術資料を示して下さい。問題無いことが判断できれば認めます。
34	要求水準書	25	第3	1	(2)	ア	建築工事について	「アスベストについても、令和2年7月に調査を行っている」とありますが、この調査は、法改正により令和4年4月1日以降の工事に義務付けられている全ての建材を対象としたアスベスト含有調査に該当する調査との理解でよろしいでしょうか。	該当しません。
35	要求水準書	27	第3	2	(3)		業務の実施体制 ウ	責任者選定要件にある「準じる立場」とは公共工事等で配置が求められる設計主任技術者（意匠・総合）としての業務経験は認められるとの考えで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
36	要求水準書	29	第3	3			建設工事及びその関連業務に関する事項	改修工事業務責任者、監理（主任）技術者、現場代理人の関係についてご教示願います。 ・3者とも兼務は可能か。 ・改修工事責任者が監理（主任）技術者、現場代理人を兼務する場合、事業契約書（案）第14条（統括管理業務責任者）第2項に示される同時に兼務できる責任者数「3」とは対象外との考えで宜しいでしょうか。	改修工事業務責任者と現場代理人は兼務を可としますが、監理主任技術者とは兼務を不可とします。 事業契約書第14条の兼務を可とする3までとは、統括管理業務責任者を1とし、それ以外に同時期に2までとすると、工事業務責任者と監理業務責任者を兼ねることができると解釈できますが、それは不可ですので訂正します。
37	要求水準書	29	第3	3			建設工事及びその関連業務に関する事項	改修工事業務責任者に配置要件に関する記載がありません。配置要件についてご教示願います。 例）業務実績、経験年数、保有資格、構成員または協力企業との雇用関係等	改修工事業務責任者は、業務実施にあたり必要な資格・知識、実績、雇用関係を有する者を選定して下さい。その内容については提案に委ねます。
38	要求水準書	31	第3	3	(3)	ア	業務内容 （オ）仮設計画	美術品の保管についての記載がありますが、具体的な美術品の種類・品目・数量及び保管環境並びに保管場所のご指示をお願いします。	別途、美術品に係る資料を提示いたします。また、保管場所については、現時点では展示室を予定しています。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
39	要求水準書	31	第3	3	(3)	ア	業務内容 (オ) 仮設計画	改修工事期間中に工事における停電・断水が発生する場合の仮設電気・仮設給排水についてピアノ庫の除湿器、美術品の保管以外のものについて必要なものがあればご指示お願いします。
40	要求水準書	31	第3	3	(3)	ア	業務内容 (カ) 改修期間中業務	改修工事期間中の工事用の電気代、上下水道代、ガス代等は市負担と考えてよろしいでしょうか。
41	要求水準書	32	第3	3	(3)	ア	業務内容 (カ) 改修期間中業務	改修工事の見学会開催について、開催回数・時期については市と協議とありますが、概ねどれくらいの頻度を想定されているか、ご教示願います。
42	要求水準書	34	第3	5	(1)	ア	防水改修工事	令和3年度8月実施した、屋上防水部分補修の工事内容をご提示願います。
43	要求水準書	34	第3	5	(1)	ア	防水改修工事	本文内に『最低でも15年程度は防水性能を維持できるものとする』とありますが、15年間の保証書発行は現実的でなく、また仮に10年間の保証書を発行できたとしても、数年毎のトップコート塗り替え等の条件が付されることが通常と思料します。 このトップコート塗り替え等の修繕・更新費用につきまして、修繕業務予算上限2500万円での対応を基本としつつ、仮に他に優先すべき修繕項目があり上限予算内での対応が困難な場合は、市の負担をご相談させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。
44	要求水準書	34	第3	5	(1)	ア	防水改修工事	小ホールへの雨漏りについて令和3年度8月に行った屋上防水の部分修繕により、「現在は一応止まった状態」とありますが、漏水原因の究明はできているのでしょうか。
45	要求水準書	34	第3	5	(1)	ア	防水改修工事	『大ホール屋上平場』について、2,711㎡には、小ホール屋上平場（階段室J等の屋上）面積も含んでいる認識で宜しいでしょうか。
46	要求水準書	34	第3	5	(1)	ア	防水改修工事	ファンルーム屋根・給気塔屋根の『立上り』については、ウレタン塗膜防水ではなく、屋上床防水と同仕様（アスファルト露出防水）で更新する認識で宜しいでしょうか。
47	要求水準書	34	第3	5	(1)	ア	防水改修工事 6F 庭園庇屋根	既存銅板葺きに関するガルバリウム鋼板全面葺き替えにつきましては、「改修参考仕様」とあるため、改修要否・仕様・範囲については民間提案に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。
48	要求水準書	34	第3	5			建築に関する要求水準	改修に係る仕様の各表について、提案検討にデータ化が必要となる可能性があるため、EXELデータでいただけませんか。その他の改修仕様表についても同様の取り扱いをお願いいたします。
49	要求水準書	35	第3	5	(1)	イ	外装改修工事	SD130Iについて、4階小ホール投光室（2）は、（3）の誤記の認識で宜しいでしょうか。
50	要求水準書	36	第3	5	(1)	イ	外装改修工事	STD5について、『アクリル焼付塗装』とあるのに対し、要求水準書P60では『既設同等で更新』とあります。P36の記載を正とし、塗装で見積もるので宜しいでしょうか。
51	要求水準書	36	第3	5	(1)	イ	外装改修工事	STD10Iについて、『建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと（略）』とあるのに対し、要求水準書P61では『既設同等で更新』とあります。P36の記載を正とし、塗装で見積もるので宜しいでしょうか。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
52	要求水準書	38	第3	5	(1)	ウ	外壁レンガタイル改修工事	外壁レンガタイルの浮き補修および張替の範囲・数量は民間提案に委ねるとの理解で宜しいでしょうか。 また、提案段階では、全面打診調査が行えず、必ずしも正確な改修範囲・数量の把握が出来ないかと考えますが、提案範囲・数量から増減が生じた場合は実数清算になるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで、提案に委ねますが、提案時と施工時の数量に差が出た場合は、できるだけ全体の増減相殺の中で吸収できるような差に収まるようにご提案下さい。 基本設計では部分調査により、平滑面で0.7%、出隅部の役物レンガで21%の劣化率を見込んでいます。
53	要求水準書	38	第3	5	(1)	エ	外構改修工事	アスファルト舗装（駐車場）につきましては、改修後の状態が全面的に平滑で、かつ水勾配が適正に確保できていれば、部分的な改修またはオーバーレイ舗装とする提案もお認め頂けますでしょうか。	オーバーレイする場合は、端部の納まりなどが撤去更新と同等になるという技術資料を示して下さい。問題無いことが判断できれば認めます。
54	要求水準書	39	第3	5	(1)	エ	外構改修工事	「灰皿」について、既存10箇所および残置する2箇所の位置をご教示願います。	溢れ池の周辺の植え込み擁壁天端にあります。使用中の西側2箇所以外は使用禁止となっていて、テープが貼ってありますので、現地でご確認下さい。
55	要求水準書	39	第3	5	(1)	エ	外構改修工事 溢れ池	溢れ池を活かした良好な収景施設等の提案が可能であれば、撤去せず残置する提案も可能でしょうか。	溢れ池は撤去としてご提案下さい。
56	要求水準書	39	第3	5	(1)	エ	外構改修工事 植栽	既存樹木剪定について「現状の半分程度の樹冠となるように剪定」とありますが、外構部の美観維持や環境に配慮することを前提に、剪定程度は、民間提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	最終的には現場での調整となりますが、既設が茂りすぎているので、概ね半分を目標として下さい。
57	要求水準書	40	第3	5	(2)	ア	内装改修工事	『天井に設置もしくは隠ぺいされている設備機器を更新するために、必要がある天井を貼り替えること。』と記載されています。範囲・数量を御提示願います。	基本設計ではそこまでの特定はしておりません。図面で推定出来なければ、必要な現場調査は事業者が行って下さい。
58	要求水準書	40	第3	5	(2)	ア	内装改修工事	『天井に設置もしくは隠ぺいされている設備機器を更新するために、必要がある天井を貼り替えること。』と記載されています。天井軽量鉄骨下地・点検口が必要な場合、追加工事と考えてよろしいでしょうか。	天井設置の設備機器を更新する際に、軽量鉄骨下地の更新や点検口の追加をする必要があれば、それも含めてご提案下さい。
59	要求水準書	40	第3	5	(2)	ア	内装改修工事	雨水配管や空調配管の豎管更新に必要な、撤去範囲をご提示願います。	基本設計ではそこまでの特定はしておりません。図面で推定出来なければ、必要な現場調査は事業者が行って提案して下さい。
60	要求水準書	40	第3	5	(2)	ア	内部改修工事	（該当各室共通）天井の岩綿吸音板EP塗装を既存同等で更新する際、2003年のリニューアル工事同様、岩綿吸音板のみでEP塗装は実施しない認識で宜しいでしょうか。	改修時にEP塗装をしていなければ、岩綿吸音板のみで良いです。
61	要求水準書	40	第3	5	(2)	ア	内部改修工事	B1F放送室の巾木仕上げについて、『巾木：モルタル』とありますが、2003年のリニューアル図及び現況では『ビニル巾木』になっています。リニューアル図を正とし、同仕様の更新で見込むことで宜しいでしょうか。	既設と同仕様の更新で良いです。
62	要求水準書	42	第3	5	(2)	ア	内部改修工事	1F大ホール客席の壁仕上げについて、『壁：天然木化粧石綿シート張り』とありますが、2003年のリニューアル図及び現況では『ケイ酸カルシウム板化粧シート張り』になっています。リニューアル図を正とし、同仕様の更新で見込むことで宜しいでしょうか。	既設と同仕様の更新で良いです。
63	要求水準書	42～44	第3	5	(2)	ア	内装改修工事	各ホール舞台床や客席はフローリング貼り替えが要求水準となっておりますが、事業期間が終了する令和16年度から3年程度は更新・改修を発生させないことを前提に、適切にメンテナンスのうえ、美観を維持できるのであれば、既存研磨・再塗装・部分補修とする提案もお認め頂けますでしょうか。	舞台床及び客席フローリングは貼り替えとして下さい。
64	要求水準書	51	第3	5	(2)	ア	内部改修工事	4F映写室（小ホール）の天井仕上げについて『天井：化粧石膏ボード？』とありますが、2003年のリニューアル図及び現況では『ロックウール吸音板 EP』になっています。リニューアル図を正とし、同仕様の更新で見込むので宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで良いです。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
65	要求水準書	56	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	SD-7について、数量が未記入です。1で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで良いです。
66	要求水準書	56	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	SD-12Bについて、「楽屋101, 102, 103」との記載がありますが、数量は1との認識で宜しいでしょうか。その場合、いずれの室が改修の対象となるかご教示願います。	各室 1 なので、合計数量は3となります。
67	要求水準書	56	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-14 5F EPS』、『SD-14A 5F ブドウ棚』について、位置が不明です。設置場所の詳細をご教示ください。	SD-14は大ホール上手3階と5階のEPSです。SD-14Aはブドウ棚ではなく、大ホール下手3階と5階のEPSです。各2枚ずつになります。
68	要求水準書	57	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	（該当箇所共通）SD-27Aなど、『既存同等で更新』する建具について、更新するのは扉のみの認識で宜しいでしょうか。	扉・枠とも更新として下さい。
69	要求水準書	57	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-38 SK～男子・女子便所（大ホール）』の数量は1との認識で宜しいでしょうか。その場合、男子・女子のどちらが改修の対象となるかご教示願います。	男子・女子ともですので、数量は2として下さい。
70	要求水準書	58	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-56 1F 舞台側～廊下』について、位置が不明です。設置場所の詳細をご教示ください。	リニューアル工事の建具表には記載がありますが、図面上では記号が確認できていません。実在しなければ削除とします。
71	要求水準書	58	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-15B 3F調光器室』について、P56に同建具記号・使用場所の建具があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	要求水準書	58	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-68 4, 5F湯沸室』について、P57に『SD-19C 4F湯沸室』、P58に『SD-69 5F湯沸室』があます。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	SD-68は湯沸室とEPSの間の扉、SD-19Cは4F湯沸室の入口扉、SD-69は5F湯沸室の入口扉になります。重複はしていません。
73	要求水準書	59	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-104F' 5Fピンスポット室～キャットウォーク』について、建具は2枚ありますが、改修する数量は表通り1で宜しいでしょうか。	2枚とも改修対象です。数量は2となります。
74	要求水準書	59	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-89A 3F PS～男子便所（4）』について、位置が不明です。設置場所の詳細をご教示ください。	エレベータ2号機の横にある男子便所内PSの扉です。
75	要求水準書	59	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	P59「B1F EV機械室 SD-103A」の更新など、人目につかないバックヤードでの建具や内外装更新が要求水準に含まれております。この様な人目につかない部位の更新について、現地調査等のうえ、機能上支障が無いと考えられる項目は既設流用とのご提案は可能でしょうか。	竣工以来44年が経っている建具は原則として更新とします。但し、実施設計時に適切な資料を示せば既設流用も可とします。EV機械室内装は、元の要求水準も既設流用となっています。
76	要求水準書	61	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『AW-6E 5F階段室』について、同ページに『AW-6C 5F階段室』があます。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	要求水準書	62	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-103B 1F清掃用具置場』について、P59に同建具記号・使用場所の建具があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	要求水準書	62	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-27A-1 1F外部階段』について、P57に『SD-27A 1F階段室（階段等）』があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書	62	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-122-1 2F物入～廊下（2）』について、P60に『SD-122 2F物入』があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	要求水準書	62	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-104-5 3F倉庫～母子室』について、P59に『SD-104C 3F母子室～倉庫』があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	要求水準書	62	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事	『SD-130-2 4F投光室（1）』について、P56に『SD-1J 4F投光室（1）』があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	SD-130-2 4F投光室(1)は誤記で、4F投光室(3)が正で小ホールです。P56のSD-1J 4F投光室(1)は大ホールです。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
82	要求水準書	62	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事 『SD-130-2 4F投光室（1）』について、P56に『SD-1J 4F投光室（1）』があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	No. 81と重複
83	要求水準書	63	第3	5	(2)	エ	サイン工事 「全館」とありますが、外部サイン（館名サイン、外構部サイン）等も含まれると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書	63	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事 『SD-104-15 5F倉庫（1）～（2）』について、同ページに『SD-130-5 5F倉庫（2）～（1）』があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	SD-130-5は5F倉庫(2)と外部の誤記です。重複ではありません。
85	要求水準書	63	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事 『SD-104-16 5F DS～シーリングスポット室』について、P59に『SD-104A 5Fシーリングスポット室～DS』があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	要求水準書	63	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事 『SD-104-17 5Fペンスポット室』について、P59に『SD-104-F 5Fペンスポット室～キャットウォーク』があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。数量はSD-104-17の2台が正です。
87	要求水準書	63	第3	5	(2)	ウ	建具改修工事 『SD-131-1 5F廊下（3）～フラインギャラリー』について、P58に『SD-43M 5F廊下（3）～フラインギャラリー』があります。誤記による重複の認識で宜しいでしょうか。また、その場合、SD-43Mは事業者提案になっています。改修方針はどちらが正しいでしょうか。	SD-131-1はSD-43Mを入った中の室からフラインギャラリーに入る扉です。SD-43Mは隣の食品庫と共に不要となるので、事業者提案としています。
88	要求水準書	64	第3	5	(2)	オ	アスベスト除去工事 アスベスト除去工事の対象部位が示されておりますが、法に基づきこれら部位以外にアスベスト含有調査が必要な場合は、事業者が自らの費用負担で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	要求水準書	64	第3	5	(2)	オ	アスベスト除去工事 アスベスト除去工事の対象部位が示されておりますが、その後の調査で要求水準書に記載の部位以外について除去工事が必要となった場合の追加費用は、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	改修工事全体で発生する増減で相殺することを原則として、相殺しきれないような増額となる場合は協議とします。
90	要求水準書	64	第3	5	(2)	オ	アスベスト除去工事 内外装材撤去時の石綿含有の調査及び処分費用について、調査した資料がございましたら、ご教授お願いします。平成29年建築物・設備調査報告書には『含有の可能性がある』と記載されており、それ以降の調査がない場合、当該未調査部分の調査分析費用及び含有建材の処分費用につきましては、市にて負担されるという理解でよろしいでしょうか。	令和2年7月のアスベスト建材・製品分析結果報告書を貸与します。 要求水準と明らかに異なる場合、または関連性のない部分は協議とします。
91	要求水準書	64～65	第3	5	(3)		バリアフリー関連工事 階段踊り場の点字ブロックについて「神奈川県みんなのまちづくりバリアフリー条例」に従い、下りる側のみの設置でよろしいでしょうか。	階段は上り下りを特定することができないため、原則としてすべて点字ブロックを設置してください。
92	要求水準書	66	第3	5	(4)	ア	大ホール特定天井耐震化工事 平成20年の安全対策工事で人が入れなかった部分は補強がされていないと記載がありますが、今回これらの部分も補強の対象となっています。補強を実施する為に天井仕上を剥がす必要がある場合、追加工事と考えてよろしいでしょうか。	補強を実施するために天井を剥がす必要がある部位につきましても、補強図に示すとおりに要求水準に含まれます。
93	要求水準書	66～67	第3	5	(4)	アイ	大ホール特定天井耐震化工事 小ホール特定天井耐震化工事 大小ホールの天井補強について取得された任意評定の評価資料をお示してください。	要求水準では、補強図どおりに施工することを求めています。
94	要求水準書	66～67	第3	5	(4)	アイ	大ホール特定天井耐震化工事 小ホール特定天井耐震化工事 任意評定時に作成された計算データ（構造計算用のデータ）をご提示ください。	要求水準では、補強図どおりに施工することを求めています。
95	要求水準書	66～67	第3	5	(4)	アイ	大ホール特定天井耐震化工事 小ホール特定天井耐震化工事 資料11には補強部材は記入されていますが、既存のハンガー、クリップの補強については触れられていません。補強は不要と考えてよろしいでしょうか。その部分については平成20年の改修時にすべて補強済みと考えてよろしいでしょうか。	平成20年の工事では、そのときに設置した足場から届く範囲でのみハンガーやクリップの補強がされています。未施工の部分には補強が必要です。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
96	要求水準書	66～67	第3	5	(4)	アイ	大ホール特定天井耐震化工事 小ホール特定天井耐震化工事	大小ホールの天井補強について、納まり上変更が生じた場合の任意評定の変更対応は市が行うと考えてよろしいでしょうか
97	要求水準書	66～67	第3	5	(4)	アイ	大ホール特定天井耐震化工事 小ホール特定天井耐震化工事	任意評定に変更が発生した場合の設計費、評定費は市にて別予算立てして頂けると考えてよろしいでしょうか。
98	要求水準書	66～67	第3	5	(4)	アイ	大ホール特定天井耐震化工事 小ホール天井耐震化工事	「但し、・・・今回の工事では、それらの部分も含めて、補強が不足している部分に準構造材やブレースを追加する。」とありますが、この内容についても令和3年8月の任意評定の補強案に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。
99	要求水準書	67	第3	5	(4)	イ	小ホール特定天井耐震化工事	平成20年の安全対策工事で人が入れなかった部分は補強がされていないと記載がありますが、今回これらの部分も補強の対象となっています。補強を実施する為に天井仕上を剥がす必要がある場合、追加工事と考えてよろしいでしょうか。
100	要求水準書	68	第3	5	(4)	アイウ	大ホール特定天井耐震化工事 小ホール特定天井耐震化工事 ピロティ天井耐震化工事	天井について要求水準書通りの改修を行った場合、将来本建物が確認申請を行った場合に既存遡及されることはないと考えてよろしいでしょうか。
101	要求水準書	68	第3	5	(4)	ウ	ピロティ天井耐震化工事	ピロティ天井について、その範囲を具体的にお示しください。
102	要求水準書	68	第3	5	(4)	ウ	ピロティ天井耐震化工事	ピロティ天井について、設計図書をご提示ください。
103	要求水準書	68	第3	5	(4)	ウ	ピロティ天井耐震化工事	準構造直貼の定義をお示しください。
104	要求水準書	68	第3	5	(4)	ウ	ピロティ天井耐震化工事	工法については、現行法規に適合する中で事業者にて選定することによろしいですか。
105	要求水準書	69	第3	5	(4)	オ	その他の遵法性対応工事	既存の防火防煙区画図（既存建物の計画通知図）を開示願います。 『資料03：平成29年 建築物・設備等調査業務報告書』「4. 遵法性調査」「1. 総則」に「本件は新築時の計画通知の図面が存在しないため、防火防煙区画の考え方は竣工図及び現地調査をもとに想定したものを正として考える。」と記載があり、「5. 添付図面」で防火防煙区画図と思われる図面を下地に記載された資料が示されています。 新築時の計画通知が存在しない場合で、同報告書の防火防煙区画図を正とする場合は、同図で追記事項の書き込みがなく、凡例等が明示されたものを開示願います。（書き込みがある部分の内容が不明瞭、また凡例がないため、排煙種別等の内容が不明瞭のため）
106	要求水準書	70	第3	5	(5)	ア	大ホールトイレ改修（プロジェクター室新設）	中央の多目的室を男子トイレに改修し、中央部ホール客席側に小型のプロジェクター室を設けるとありますが、女子トイレの増設に伴い、配置等プランについてはその変更も含め、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。
107	要求水準書	71	第3	5	(5)	イ	3階管理事務室のレイアウト変更と5階厨房撤去に伴う改修	「くつろぎスペースとの位置的なつながりを活かす工夫」とは、具体的にどのような想定をされているのでしょうか。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
108	要求水準書	72	第3	5	(5)	ク	その他の機能改善工事	「ホール両脇の廊下の幅員を現行法に合わせて拡張」との記載につきまして、構造上、困難であると考えられますが、どのようにお考えでしょうか。
109	要求水準書	73	第3	5	(4)	カ	大ホール舞台仮設持込装置用吊りフック追加工事	追加位置を具体的にご指示ください。 改修仕様に下記のように具体的に示されています。 これ以上の詳細位置は提案になります。 舞台前：オペラカーテン付近 舞台中央：スクリーンの前後 2 箇所 舞台後部：ホリゾンタイトの前付近 横方向は D 通りから G 通り 3 スパンを 6 等分した 7 点とする。
110	要求水準書	73	第3	5	(5)	キ	利用者利便施設設置工事	「利用者利便施設の設置は任意とする。設置する場合の位置、内容等は事業者の提案による」とありますが（公財）厚木市文化振興財団が設置していない種類の自動販売機等無人店舗の設置についてもお認め頂けるとの理解でよろしいでしょうか。
111	要求水準書	73	第3	5	(5)	キ	利用者利便施設設置工事	「運営が成り立つのであれば、位置は館内どこでも自由」とありますが、複数のコンテンツを数か所を使用して運営することも可能でしょうか。
112	要求水準書	74	第3	6	(1)		受変電設備	「既設筐体を流用し、劣化した部品を交換し」とありますが、一般的な耐用年数や現地調査等を踏まえて、交換不要な劣化具合であると判断する場合は、部品交換を行わない提案も可能でしょうか。 また、具体的に劣化部品を把握されているようでしたら、ご教示頂けますでしょうか。
113	要求水準書	74	第3	6	(1)		受変電設備	「照明器具のLED化に伴い、改修後のデマンドが下がることを検討し、適切な容量とすること」とありますが、電灯TRの更新（容量減）を行わない（既存再利用）提案もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。
114	要求水準書	74	第3	6	(2)		非常用発電機	「冷却方式は空冷式が望ましい」とありますが、機能に遜色がなければ、冷却方式は水冷式として提案しても宜しいでしょうか。
115	要求水準書	74	第3	6	(2)		非常用発電機	「運転時間：重油で8時間程度」とありますが、B1Fの発電機室に500kVA発電機を設置する場合、燃料タンクは300Lまでしか納まらないと考えます。 この現地状況を踏まえ、要求水準を運転時間2時間程度に変更頂くことは可能でしょうか。なお、仮に運転時間を2時間程度に変更された場合でも、法規は満足いたします。
116	要求水準書	74	第3	6	(2)		非常用発電機設備	「既存発電機は撤去し、…設置場所は既設と同じ地下1階の発電機室を原則とする」とありますが、BCP対応に利用できるとして既存発電機設備一式を地下1階に残置し、新設発電機は屋上や屋外などに設置とする提案はお認め頂けますでしょうか。
117	要求水準書	74	第3	6	(3)		直流電源設備	「令和9年頃に更新」とありますが、「令和9年頃であれば継続利用出来る」と判断した場合は既存流用する提案もお認め頂けますでしょうか。
118	要求水準書	74～87	第3	6			電気設備に関する要求水準	各電気工事共通で、強電・弱電ともにケーブルは概ね更新の計画となっておりますが、一般的な耐用年数から考えて、2004年以降に更新されたものは既設再利用とすることも提案可能でしょうか。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
119	要求水準書	75	第3	6	(5)	接地設備	接地抵抗測定は直近年次点検結果が良好な場合、今回工事着手時の接地抵抗測定は省略できると考えて宜しいでしょうか。	省略できません。
120	要求水準書	75	第3	6	(6)	幹線設備	絶縁抗測定は直近年次点検結果が良好な場合、今回工事着手時の接地抵抗測定は省略できると考えて宜しいでしょうか。	省略できません。（「絶縁抗」は「絶縁抵抗」、「接地抵抗」は「絶縁抵抗」の間違いと解釈しました。）
121	要求水準書	77	第3	6	(8)	電灯設備	一般照明設備、非常照明設備、誘導灯設備にて「二次側の配管配線も全面更新する」とありますが、設置レイアウトの変更がない器具に関して既存配管配線の再利用が可能と判断した場合には、既存再利用とする提案はお認め頂けますでしょうか。	既設再利用が可能である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可能です。
122	要求水準書	79～80	第3	6	(10)	分電盤設備	「劣化した部品を交換する」とありますが、一般的な耐用年数や現地調査を踏まえて、交換不要な劣化具合であると判断する場合は、既設再利用を原則とし、改修に伴う必要最低限の盤改造のみを行う提案もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	交換不要である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可能です。
123	要求水準書	81	第3	6	(11)	非常放送設備	「配管・ケーブルラック等については既設流用も可とする…既設配管配線が維持できない場合は、原則として更新する」とありますが、維持できない場合以外は配線についても既設流用が可と考えて宜しいでしょうか。	既設再利用が可能である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可能です。
124	要求水準書	81～82	第3	6	(12)	電気時計設備	「既設同等で更新」とありますが、携帯電話等の普及に伴い電気時計の需要が減ってきている中、電気時計は更新をしない提案はお認め頂けますでしょうか。	要求水準書どおりとします。
125	要求水準書	82	第3	6	(13)	インターホン設備	「使い勝手の良いシステムに全面更新する」とありますが、携帯電話等の普及によりインターホンの必要性は少ないと思われます。楽屋用・保守用インターホンは既存流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	要求水準書どおりとします。
126	要求水準書	82	第3	6	(13)	インターホン設備	「ワイヤレス化等も検討し使い勝手の良いシステムに全面更新する」とありますが、既存同等の機器とする提案もお認め頂けますでしょうか。	使い勝手が良くなる点について、具体的な根拠を提示した上での提案は可能です。
127	要求水準書	82	第3	6	(14)	テレビ共聴	「アンテナ、ブースター、分配器等の機器を全面更新する」とありますが、4K・8K対応は必要でしょうか。	まずは御提案ください。
128	要求水準書	83	第3	6	(15)	ラジオ共聴設備	「機器・配線を全面更新する。配管は既設流用」とありますが、既存配線も再利用可能と判断できれば既設流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	既設再利用が可能である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可能です。
129	要求水準書	83	第3	6	(17)	休憩表示設備	「機器及び配線を全面更新する。配管は既設流用」とありますが、1携帯電話等の普及により時間表示の必要性が少ないと思われます。既存流用とする提案はお認め頂けますでしょうか。 2既存配線も再利用可能と判断できれば既設流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	既設再利用が可能である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可能です。（①の提案は不可です。）
130	要求水準書	84	第3	6	(18)	トイレ呼出表示設備	「機器及び配線を全面的に更新する。配管は既設流用」とありますが、既存配線も再利用可能と判断できれば既設流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	既設再利用が可能である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可能です。
131	要求水準書	84	第3	6	(19)	自動火災報知設備	配管配線についての記載はありませんが、配管配線は原則既設流用と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書どおりとします（「機器・配線を全面更新とする」と記載しています。）

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
132	要求水準書	85～86	第3	6	(21)	イ	屋外電灯設備 「南側吹抜軒天 ダウンライト型ハロゲン球×1 カラーLED灯具に更新 色は催事により管理事務室から変更可能とする」とありますが、カラーLED灯具ではなく、RGB演出の無い一般LED灯具として提案することは可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。
133	要求水準書	85～86	第3	6	(21)	イ	屋外電灯設備 「館名文字ライトアップ ハロゲン球 カラーLED灯具に更新 色は催事により管理事務室から変更可能とする」とありますが、カラーLED灯具ではなく、RGB演出の無い一般LED灯具として提案することは可能でしょうか。	要求水準書どおりとします。
134	要求水準書	86	第3	6	(21)	エ	屋外電源盤設備 「携帯電話充電対応など」と記載がありますが、コンセント受口を設け充電できるものとし、1面あたり4人分と考えて宜しいでしょうか。災害時対応に対する詳細があれば教えて頂けないでしょうか。	お見込みのとおりで良いと思いますが、具体的仕様については提案してください。
135	要求水準書	86	第3	6	(22)	イ	WiFi設備 「館内公共部分を中心に」と記載がありますが、WiFiの設置範囲は事業者提案で宜しいでしょうか。	事業者として事業運営に最適な内容での提案をしてください。
136	要求水準書	86	第3	6	(22)	ア	デジタルサイネージ設備 「掲示板用として100インチ程度の表示装置を3台、館内案内用表示設備として30インチ程度を10台設置」とありますが、過去案件の類例から100インチを1台（エントランス付近）、30インチを3台程度（館内）とする提案はお認め頂けますでしょうか。	要求水準書どおりとします。
137	要求水準書	86	第3	6	(22)	イ	WiFi設備 「WiFiアンテナを20か所程度設置する」とありますが、公演中には利用しないものであり、過去案件の類例からWiFiアンテナを5か所程度とする提案はお認め頂けますでしょうか。	原則として要求水準書どおりとしますが、事業者として事業運営に最適な内容での提案は認めます。
138	要求水準書	86	第3	6	(23)		監視カメラ設備 「屋外監視カメラを5台設置する」とありますが、 1設置場所を教えてくださいませんか。 2既存の監視カメラで運用上問題なければ、屋外監視カメラを設置しない提案はお認め頂けますでしょうか。	事業運営上に必要な個所に設置することになると思われます。場所については提案してください(②は不可)。
139	要求水準書	87	第3	7	(1)	ア	空調機器設備 冷温水発生機R-1, 2は原則オーバーホールして既設流用とありますが、1今回改修工事でオーバーホールせず、故障時に都度補修する提案はお認め頂けますでしょうか。 21をお認めいただけない場合、過去の修繕履歴と耐用年数を考慮したうえでオーバーホールの内容は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	オーバーホールの内容は事業者提案としますが、施設運営に支障をきたすような休館が起きない様に十分配慮してご提案下さい。
140	要求水準書	87、98、113	第3	7 8	(1) (2)	ア ア	空調機器設備 換気機器設備 屋内排水設備 各種空調機器、換気機器、排水ポンプ等、図面・資料・現地調査より2004年以降の修繕履歴が判明した機器・器具・配管類について、既存利用できると判断できれば既設流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	既設再利用が可能である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可能です。
141	要求水準書	90～98	第3	7	(1)	ア	空調機器設備 HPC-8系統（5F和室用）の改修後送風量4,200m3/hと記載がありますが、7-（1）-イ 5階和室の最大入室人数40人より30m3/h・人×40人＝1,200m3/hとなり相違があります。1,200m3/hが正との理解でよろしいでしょうか。	HPC-8は全外気空調機ではなく、部屋の負荷も処理しているので、送風量は、既設PACと同じとしています。
142	要求水準書	90	第3	7	(1)	ア	空調機器設備 HPC-4（5F集会室用）、HPC-8（5F和室用）の改修仕様はオールフレッシュ型と記載がありますが、他にファンコイル等空調機がないため、室内発熱負荷もユニット形空調機で処理するものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	要求水準書	92	第3	7	(1)	ア	空調機器設備 「既存エアハンドリングユニットAHU-1～4の軸受、プーリーを交換する」とありますが、今回改修工事では交換せず、故障時に都度補修する提案はお認め頂けますでしょうか。	都度補修の提案は認めますが、施設運営に支障をきたすような休館が起きない様に十分配慮してご提案下さい。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
144	要求水準書	94	第3	7	(1)	ア	空調機器設備	空冷ヒートポンプモジュールチラーR-3は「既設水冷ヒートポンプ撤去分に相当する熱源として新設する」とありますが、容量は、空調負荷や運転状況を考慮したうえで事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	要求水準書	94	第3	7	(1)	ア	空調機器設備	「※RF（還気ファン）及び更新AHUのインバーター本体は機器付属」とありますが、運転可能と判断出来れば、インバーターなしの提案もお認め頂けますでしょうか。	要求水準書どおりとします。
146	要求水準書	95	第3	7	(1)	イ	ダクト設備	空調設備機器更新に伴い機器周りのダクト、ダンパー、たわみ継手を更新と記載されています。天井仕上撤去範囲をご提示願います。	必要な撤去範囲は提案して下さい。
147	要求水準書	95	第3	7	(1)	イ	ダクト設備 大ホール	当初の運用値NC - 20が、経年劣化により確保できなくなったのでしょうか。	当初にNC-20を確保していたかどうかは不明です。
148	要求水準書	95	第3	7	(1)	イ	ダクト設備	制気口を更新するとありますが、大ホール客室下のマッシュルーム吸込口（514個）は再利用可能と判断できれば、清掃の上、既設流用の提案はお認め頂けますでしょうか。	既設再利用が可能である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可とします。
149	要求水準書	96	第3	7	(1)	イ	ダクト設備 小ホール	当初の運用値NC - 25が経年劣化により確保できなくなったのでしょうか。	当初にNC-25を確保していたかどうかは不明です。
150	要求水準書	96	第3	7	(1)	イ	ダクト設備	「空調用制気口、制気口ボックスを更新する」とありますが、一般的な耐用年数から考えて2003年以降に更新されたものは既設再利用とする提案もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	天井の意匠的改修内容と整合している提案であれば認めます。
151	要求水準書	98	第3	7	(2)	ア	換気機器設備	30CMH/人確保するためであれば、熱源やダクトの増量までお考えでしょうか。	そこまでは考えていません。
152	要求水準書	102	第3	7	(2)	イ	ダクト設備	「制気口、制気口ボックスを更新する」とありますが、一般的な耐用年数から考えて2003年以降に更新されたものは既設再利用とする提案もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	既設再利用が可能である具体的な根拠を提示した上での、既設再利用の提案は可とします。 但し、電動機の交換は必須とします。
153	要求水準書	107	第3	8	(1)	ア	衛生器具設備	「既設洋便器は流用とし、洗浄便座のみ更新とする」とありますが、洗浄便座も継続利用出来ると判断出来れば既設流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	要求水準書どおりとします。
154	要求水準書	113	第3	8	(1)	ウ	屋内給水配管	大ホール、小ホールに新設される洗濯機置場、小ホールに新設されるドライアイスマシン用湯沸室の具体的な位置が分かっているればご教示下さい。	大ホールの洗濯機置場は、9-10通りとI-H通りの交差する付近と考えています。 小ホールの湯沸室の位置は、提案によります。
155	要求水準書	113、 114、 117	第3	8	(1) (5)	ウ オ	屋内給水配管 屋内排水配管 屋内ガス設備	小ホールに新設されるドライアイスマシン用湯沸し室の給排水及びガス設備を設置するとありますが、既存同様の運用を前提に、給排水ガス設備を設置しない提案はお認め頂けますでしょうか。	提案したい給湯機器とガス給湯の優劣を比較して、ガスよりもメリットが多いという根拠を示せば可とします。
156	要求水準書	115	第3	8	(1)	オ	屋内排水配管	「雨水管は全て更新する」とありますが、事業期間が終了する令和16年度から3年程度は更新・改修を発生させないことを前提に、劣化進行箇所・破損箇所の補修とする提案もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書どおりとします。
157	要求水準書	115	第3	8	(3)	ア	屋内消火栓設備	1号消火栓を2号消火栓（広範囲型）に変更し、消火ポンプユニットを現法規の容量に更新とありますが、法規上現状のままでも適合するので、1号消火栓のままとして消火ポンプユニットも既設流用する提案はお認め頂けますでしょうか。	要求水準書どおりとします。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
158	要求水準書	115	第3	8	(3)	イ	スプリンクラー消火設備	「スプリンクラーヘッドは全数交換する」とありますが、2004年以降に更新されたものは、既存再利用とする提案もお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。
159	要求水準書	115	第3	8	(3)	イ	スプリンクラー消火設備	スプリンクラーヘッド全数交換のうち、舞台部にある開放型スプリンクラーヘッドは更新対象外との理解で宜しいでしょうか。
160	要求水準書	117	第3	8	(6)	アイ	給水設備 排水設備	屋外トイレへの給水管・排水管は更新するとありますが、以下12についてご教示頂けますでしょうか。 1屋外トイレ下部のピット内配管を更新するとの理解で宜しいでしょうか。異なる場合は更新範囲をご教示下さい。 2既存配管の更新が不要と判断できれば既設配管を流用する提案はお認め頂けますでしょうか。
161	要求水準書	117	第3	8	(6)	ウ	消火送水管	送水口を本来の壁埋込型位置で更新とありますが、現状位置でも消防上問題無ければ既存送水口を流用する提案はお認め頂けますでしょうか。
162	要求水準書	117	第3	9	(1)	ア	大ホール	大ホール舞台装置更新に伴いブドウ棚改修はないと考えてよろしいでしょうか。改修工事がある場合、範囲・仕様等をご提示願います。
163	要求水準書	121	第3	9	(1)	イ	小ホール	小ホール舞台装置更新に伴いブドウ棚改修はないと考えてよろしいでしょうか。改修工事がある場合、範囲・仕様等をご提示願います。
164	要求水準書	124～134	第3	9	(2)		舞台照明設備	大・小ホールのボーダーライトにつきまして、ホール運営に支障が出ないと判断できれば、ボーダーケーブルのみ交換とし、その他は既設流用とする提案を行うことは可能でしょうか。
165	要求水準書	124～134	第3	9	(2)		舞台照明設備	大・小ホールのアップパーホリゾントライトおよびロアーホリゾントライトにつきまして、ホール運営に支障が出ないと判断できれば、ボーダーケーブルのみ交換とし、その他は既設流用とする提案を行うことは可能でしょうか。
166	要求水準書	124～134	第3	9	(2)		舞台照明設備	ホール運営に支障が無いことを前提に、大・小ホール各所の照明基地制御信号をイーサネットでなく、DMXとして更新する提案を行うことは可能でしょうか。
167	要求水準書	124～134	第3	9	(2)		舞台照明設備	日常点検等で機器不具合を確認できる体制を構築する等の工夫により、インテリジェント機能の無い調光機器更新とする提案を行うことは可能でしょうか。
168	要求水準書	124～134	第3	9	(2)		舞台照明設備	大・小ホールの移動器具につきまして、再利用可能と判断できれば、既設流用を提案することも可能でしょうか。
169	要求水準書	134～147	第3	9	(3)		舞台音響設備	舞台音響設備につきましては、全ての項目が「改修参考仕様」と記載されております。このことから、舞台音響設備仕様につきましては、ホール運営に支障がないことを前提に、民間提案に委ねるとの理解で宜しいでしょうか。
170	要求水準書	147	第3		(2) 、 (4)		備品に関する要求水準	既設備品のうち廃棄するものについては、処理責任は発注者様にあるものと思料しますので、解体業務着手までに発注者様にて撤去いただけますでしょうか。
171	要求水準書	147	第3	10	(2)		改修期間中の扱い	「情報提供する備品リスト」とございますが、公表資料に見当たりません。今後公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
172	要求水準書	147	第3	10	(2)		改修期間中の扱い 現時点の公表資料に既設の備品リストが含まれていないものと思われますが、公表頂ける時期をお教え頂けますでしょうか。 また、「実施方針及び要求水準書（案）」に関する質問及び意見への回答No126にて「備品の廃棄、更新、継続利用については入札公告時にリストを公開します。」とありますが、備品リストを公表頂ける際には、この廃棄・更新・継続利用の分類も明記されているとの理解で宜しいでしょうか。	備品リストは別途公開します。リストには廃棄・更新・継続利用の分類を明記しています。
173	要求水準書	149	第4	2	(2)		業務期間 開館準備業務期間内で指定管理者が勤務することにより、日常清掃など必要となる業務はありますでしょうか。ある場合は、清掃日数と、実施してほしい箇所をお知らせください。また、この費用は事業者となるのでしょうか。	改修工事完了後、市に引渡した翌日（令和6年10月1日予定）から通常の維持管理業務が必要となります。但し、施設の貸出し開始までの期間については、一部の業務を省略することは可能です。
174	要求水準書	149	第4	3	(1)	イ	開館準備期間における維持管理業務 開館準備期間中に必要となる業務全般につき、市及び指定管理者と協議と記載がありますが、お示しいただけますでしょうか。	閉館時や工事完了後の状況により異なりますので、現時点ではお示しできません。
175	要求水準書	152	第5	2	(1)		業務の範囲 大規模修繕は事業期間で想定していないとありますが、事業提案として長期修繕計画の提出をうけるものとする。とありますが、長期修繕計画の作成は、維持管理業務と解釈してよいですか。	お見込みのとおりです。
176	要求水準書	152	第5	2	(2)		業務期間 業務要求水準においては、維持管理業務期間を令和7年1月1日～令和17年3月31日までと記載があります。現維持管理企業の業務期間を令和5年6月末までと仮定しますと、令和5年7月1日～令和6年12月31日までの維持管理業務は、改修工事企業が担当することになりますか？最低限の維持管理業務として電気事業法・消防法・建築物における環境衛生分野確保に関する法律に係る法定点検が必要かと思慮されます。	現維持管理業務は令和5年9月30日までと想定しています。但し、令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間に不要となる業務は省略します。 令和5年10月1日から令和6年9月30日までは、全館無人改修工事期間として想定しています。
177	要求水準書	153	第5	3	(1)	イ	修繕業務 令和9年度に蓄電池の更新を行う必要があるとありますが、これは維持管理業務の範囲内か第3設計・建設業務の範囲かご教示願います。また、修繕業務に係る業務はいわゆるサービス購入料とは別に年度ごとに計上出来ると解釈して宜しいでしょうか。	蓄電池の更新は、維持管理業務に含まれます。 修繕業務の費用は、サービス対価0として支払います。
178	要求水準書	153	第5	3	(1)	イ	修繕業務 「その他、修繕の必要が生じた場合には…」について、修繕内容、金額を相談していきますが、事業者の年度予算が超過した場合は、市及び指定管理者はどの様にご検討されますでしょうか。	原因者がPFI事業者でない場合等、市が負担すべきと判断される修繕については、市が別途、市内業者に発注することも含め検討します。
179	要求水準書	153	第5	3	(1)	イ	修繕業務 (ウ)に「修繕業務に係る費用の上限は2500万円で、それを各年度に割り振る」とあります。 また、最後に「その他修繕が必要な場合は、市と協議を行い、妥当と判断されるものは市が負担する」とあります。 これらより、各年度の実際の修繕額が、各年度の予定の修繕額を超過した場合には、協議により妥当と判断された超過分については、市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.178の回答を参照してください。
180	要求水準書	153	第5	3	(1)	イ	業務内容 (イ) 定期保守点検業務 点検内容は事業者判断で宜しいでしょうか。	ご提案に委ねますが、法令等に定められている点検は必ず実施してください。
181	要求水準書	153	第5	3	(1)	イ	業務内容 (ウ) 修繕業務 修繕業務については「事業期間中で上限予算を2,500万円とし、それを各年度で適切な金額に割り振る」とあります。一方、事業契約書（案）P.53の別紙5にある維持管理業務に係る対価の支払方法には「固定された金額を支払う」とされております。修繕業務の対価については、提案により算出した各年度の金額を年4回の均等割りにより支払われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
182	要求水準書	153	第5	3	(1)	イ	業務内容 (ウ) 修繕業務	事業期間中で上限予算2,500万円（蓄電池の更新費用含める）と記載がありますが、2,500万円を超過した場合は、市のご負担として考えても宜しいでしょうか。
183	要求水準書	153、 169	第5	3	(1) (8)	イ	業務内容 (ウ) 修繕業務 舞台機構設備保守点検業務	建築物保守管理業務の項目に「事業期間中で上限予算を2,500万円」とありますが、この金額は建物や一般設備等の修繕として見込まれているものであり、舞台機構、照明、音響の舞台関連設備における交換や更新の費用は含まれないものとの認識でよろしいでしょうか。
184	要求水準書	155	第5	3	(2)		設備運転保守管理業務	ホール等の貸し時間延長により、主催者の要請で設備員が残業した場合の費用負担は主催者で宜しいでしょうか。
185	要求水準書	156	5	3	ウ	(ア)	共通	「第3 設計・改修業務」は、「第3 設計・建設業務」を指しますか。「第3 設計・建設業務」の要求水準に記載された本来の性能とありますが、仕様の記載で維持すべき水準と読み取れないのですがどのように解釈すべきかご教示願います。
186	要求水準書	156	5	3	ウ	(ア)	共通	維持管理業務期間は、令和7年1月1日～とありますが、改修工事期間の電気主任技術者選任は、改修工事企業で行うものでしょうか。それとも、改修工事企業が設置者として自家用電気工作物の保安管理を行いますでしょうか。現行法の解釈だと難しいのではと推察します。
187	要求水準書	157	5	3	(2)	ウ	要求水準 (カ) 特に留意する施設	「定期保守点検は、関東電気保安協会もしくは・・・」とありますが、自家用電気工作物の保安管理を外部委託承認するという意味でしょうか。尚、現行の電気事業法では、設置者と保安管理業を営むものと若しくは主任技術者者との直接委託出ないと承認されません。特別目的会社が設置者になり得るためには、条件をクリアしみなし設置者となる必要があります。みなし設置者に出来ない場合は市と外部委託業者と直接契約となりますが宜しいでしょうか。
188	要求水準書	157	第5	3	(2)	ウ	要求水準 (ウ) 点検業務	消防設備の設置数量をご教授頂きたい
189	要求水準書	157	第5	3	(2)	ウ	要求水準 (ウ) 点検業務	非常用発電機負荷試験は含まれるという理解で宜しいでしょうか
190	要求水準書	157	第5	3	(2)	ウ	要求水準 (ウ) 点検業務	自家用電気工作物保安管理業務、非常用発電機設備の負荷試験は、含まれるとの理解で宜しいでしょうか。
191	要求水準書	157	第5	3	(2)	ウ	要求水準 (ウ) 点検業務	建築物環境衛生管理業務、空気環境測定業務、貯水槽清掃業務、水質検査業務、冷却塔清掃、レターンチャンバー室清掃、湧水槽、汚水槽清掃、消火水槽・発電機用冷却水槽清掃、ねずみ・衛生害虫防除業務は含まれる理解で宜しいでしょうか。
192	要求水準書	157	第5	3	(2)	ウ	要求水準 (ウ) 点検業務	消防設備点検を行うにあたり、消防設備の数量をご教示願います。
193	要求水準書	158	第5	3	(2)	ウ	要求水準 (カ) 特に留意する施設 b 空調・換気設備	定期的に、全ての空調・換気設備の内部清掃、外部清掃を行い、清潔かつ、衛生的な状態が保持している事と記載がありますが、空調機のフィルターの数量及び形状をご教示願います。
194	要求水準書	161	第5	3	(3)	エ	特記事項 (ウ) 定期清掃業務	ブラインド清掃がありますが、数量、サイズ、縦型か横型かをご教示願います。
195	要求水準書	161	第5	3	(3)	エ	特記事項 (ウ) 定期清掃業務	照明器具（舞台照明除く）と、換気口の清掃がありますが、館内全てで

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
196	要求水準書	162	第5	3	(3)	オ	留意事項	消耗品の年間使用実績をご教授頂きたい。	管球、事務用品等を含む令和3年度の消耗品の購入実績は約300万円です。
197	要求水準書	164	第5	3	(4)	イ	業務内容 (ウ) 防災センターの監視による機械警備	この機械警備とは、非常時に警備員が防災センターから駆け付けけるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
198	要求水準書	164	第5	3	(4)	ウ	業務実施体制	駐車場整理の年間日数をご教示願います。	平成29年から令和元年度までの3か年で年間約50日でした。また、駐車台数が300台を超える日は、月平均4日でした。
199	要求水準書	165	第5	3	(4)	エ	要求水準 (7) 共通	開館日・閉館日にかかわらず、24時間365日の有人警備を行う事と記載がありますが、P164の業務実施体制では、休館日以外の日中時間帯の記載がありませんので、どちらの勤務になりますでしょうか。	開館日は全日2名、休館日は日中1名、夜間2名です。
200	要求水準書	165	第5	3	(4)	エ	要求水準 (7) 共通	機械警備の導入などについて事業者からの提案を認めると記載がありますが、有人警備が勤務しなくても良い時間帯があっても良いという理解で宜しいでしょうか。また、最低限有人警備にして欲しい時間帯は有りますでしょうか。	お見込みのとおりです。 開館時間時間及びその前後1時間、休館日の日中は有人警備とします。
201	要求水準書(案) 事業契約書(案)							事業者による選任・選定が求められている配置者について、常駐しなければならないものはないとの理解でよろしいでしょうか。	必ずしも常駐する必要はありませんが、緊急時に連絡がとれる体制を構築してください。
202	基本協定書(案)	4	第6条				契約期間中のその他の義務 (7)	定款に任意的記載事項として記載した内容（取締役の員数等）を変更する場合が想定されますので、当該条項を削除いただけないでしょうか。	第6条のただし書きに、「甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。」としており、内容の変更が不可能ではないため、当該条項は削除しません。
203	基本協定書(案)	5	第9条	第1項			乙の連帯責任及び代表企業の責任	「代表企業は、…各構成員及び各協力企業をして、特別目的会社に対し、…当該構成員及び当該協力企業が受託し又は請け負った業務につき、…履行させる義務を負う。」とありますが、代表企業には、構成員・協力企業に対して各業務を履行させる権限がないため、義務を負うこともできないと考えますが、本条項で代表企業に求めていることを具体的にご教示ください。	特別目的会社の最大の出資者・筆頭株主として、特別目的会社の運営に責任を持ち、特別目的会社か構成員及び協力企業をして事業を実施するにあたり、それらの確実な履行を行わせることを求めています。
204	基本協定書(案)	7	第10条	第12項			事業契約	「いずれかの構成員が、…参加資格の一部又は全部を喪失したことが落札者決定後に判明した場合には、市は、事業契約を締結しないことができ、」とありますが、これは、第10条第9項の「乙のいずれかの責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
205	基本協定書(案)	7	第10条	第12項			事業契約	「いずれかの構成員が、…参加資格の一部又は全部を喪失したことが落札者決定後に判明した場合には、市は、事業契約を締結しないことができ、」とありますが、これは、第11条第3項の「乙の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
206	基本協定書(案)	7	第10条	第7項			事業契約	「甲は乙又は特別目的会社に対し、落札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の20に相当する金額を違約金として請求することができる」とありますが、特別目的会社に帰責はありませんので、「又は特別目的会社」の文言を削除することは可能でしょうか。	「又は特別目的会社」を削除します。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
207	基本協定書(案)	7	第10条	第7項		事業契約	第6項第1号から第4号（独占禁止法違反など）にかかる違約金（税込み落札価格の100分の20）が請求される相手方として「乙又特別目的会社に対し」との規定がございます。 特別目的会社（SPC）も違約金請求の対象者となる定めであることから、資金調達に際して、SPCは金融機関から違約金相当の積立金留保を求められる可能性がございます。当該積立金は資本金や構成企業による劣後ローン等で調達せざるを得ず、入札参加者の資金負担の増加、または金利負担の増加など、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性がございます。 以上を踏まえ、当該条項から「特別目的会社」の文言削除を検討いただけますでしょうか。	No. 206の回答の回答を参照してください。
208	基本協定書(案)	13	別紙1	第8項			「本事業に関して知り得た全ての情報について」とありますが、本協定第12条に定める秘密保持と整合性が取れていないため、「本協定第12条で秘密と定める情報について」に修正いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
209	事業契約書(案)	2	第7条	第5項		許認可及び届出等	貴市に増加費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
210	事業契約書(案)	18、 20	第44条 第50条	第1項 第1項		開館準備着手前 開館準備の遅延	「本開館準備業務」とあるのは、正しくは、「開館準備業務」でしょうか。	お見込みのとおりです。
211	事業契約書(案)	3	第11条			本件施設の契約不適合責任	本条で用いられている「本件施設及び本件土地の契約不適合」につきまして、何の契約との不適合が不明ですが、ここでは、施設の不具合・破損・劣化や土地の汚染・沈下などの不具合を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	事業契約書(案)	3	第11条	第3項		本件施設の契約不適合責任	貴市に損害又は増加費用を補償いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
213	事業契約書(案)	3、 5、 57	第9条 第14条 別紙5	第1項 第1項・第3項 5		契約又は覚書 総括管理業務責任者 サービス対価の減額等	「本事業」とあるのは、正しくは、「本件事業」でしょうか。	お見込みのとおりです。
214	事業契約書(案)	4	第12条	第1項		統括マネジメント業務の実施	「事業者は、要求水準書に従い、各事業年度の統括マネジメント業務に係る年度管理計画書及び個別業務に係る年度業務計画書を作成」とありますが、要求水準書にその内容の記載がありません。計画書の作成について従うべきものをご教示ください。	要求水準書に記載の事項を踏まえ、統括マネジメントを立案・実施してください。統括マネジメント業務自体の要求水準は定めておらず、事業者の提案によります。
215	事業契約書(案)	4	第12条			統括マネジメント業務の実施	統括マネジメント業務について規定されておりますが、要求水準書その他の資料では統括マネジメント業務について記載がありません。本業務の内容は事業契約に既定の内容のみとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
216	事業契約書(案)	4 5	第12条 第14条			総括管理業務責任者	「統括マネジメント業務責任者」「統括管理業務責任者」「総括管理業務責任者」「業務責任者」について、それぞれの役割を要求水準書に明記いただけますでしょうか。 なお、「要求水準書に従い」との記載がありますが、公表されている要求水準書には「統括管理業務責任者」の記載がありません。また、「統括マネジメント業務」「統括管理業務」ともに、要求水準書には規定がありませんので、規定の明確化をお願いする主旨です。	「統括管理業務責任者」と「総括管理業務責任者」は同一の者を意味しており、「統括管理業務責任者」に統一します。 ご質問箇所の第12条及び第14条に「統括マネジメント業務責任者」及び「業務責任者」という名称は、事業契約書（案）に記載はありません。 「統括管理業務責任者」は設計業務や改修工事等の責任者の総称であり、各責任者の役割は、要求水準書の19ページの表をご確認ください。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
217	事業契約書(案)	5	第14条	第1項		総括管理業務責任者	「事業者は、要求水準書に従い、…総括管理業務責任者を定め」とありますが、要求水準書にその内容の記載がありません。総括管理業務責任者について従うべきものをご教示ください。	要求水準書に記載の事項を踏まえ、統括マネジメントを立案・実施してください。統括マネジメント業務自体の要求水準は定めておらず、事業者の提案によります。 なお、統括管理業務は統括マネジメント業務と同じものであり、統括マネジメント業務に統一します。
218	事業契約書(案)	5	第14条	第1項		総括管理業務責任者	第12条及び第13条に規定の統括マネジメント業務と第14条及び第15条に規定の総括管理業務責任者の関係についてご教示ください。統括マネジメント業務の責任者が総括管理業務責任者でしょうか。	No. 217の回答を参照してください。
219	事業契約書(案)	5	第14条	第1項		総括管理業務責任者	「開館準備期間及び維持管理期間」とありますが、入札説明書7 事業期間では、維持管理期間が令和6年10月1日～令和17年3月31日に対して、開館準備期間が令和6年10月1日～12月31日と開館準備期間は維持管理期間に含まれております。本条にある「開館準備期間及び維持管理期間」は「維持管理期間」と読み替えることは可能でしょうか、それとも「開館準備期間及び開館準備期間経過後の維持管理期間」と読むべきかご教示ください。	開館準備業務と維持管理業務について、それぞれ、開館準備期間と維持管理期間を定めています。
220	事業契約書(案)	5	第14条	第1項		総括管理業務責任者	「総括管理業務責任者」を担う者の実績要件ではなく、参加資格の申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
221	事業契約書(案)	5	第14条	第1項		総括管理業務責任者	「総括管理業務責任者」は本件施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	No. 201の回答を参照してください。
222	事業契約書(案)	5	第14条	第1項		総括管理業務責任者	統括管理業務責任者配置の資格要件についてご教示願います。 例) 業務実績、経験年数、保有資格、構成員または協力企業との雇用関係等	No. 220の回答を参照してください。
223	事業契約書(案)	5	第14条	第4項		総括管理業務責任者	「事業者は、統括管理業務に関し、業務の履行状況等について、要求水準書に従い、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年度業務報告書を作成」とありますが、要求水準書にその内容の記載がありません。報告書の作成について従うべきものをご教示ください。	事業者の提案によります。
224	事業契約書(案)	6	第15条	第3項		統括管理業務責任者の変更	見出し及び第3項に記載の「統括管理業務責任者」は、正しくは、「総括管理業務責任者」との理解でよろしいでしょうか。	「総括」を「統括」に統一します。
225	事業契約書(案)	6	第16条	第4項		本件施設の設計	事業者は、本件施設の設計に関する一切の責任を負担するとありますが、大・小ホール特定天井に関する設計責任については、市にて負担されとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
226	事業契約書(案)	7	第17条	第5項		事前調査業務	「第1項の事前調査等により、事業敷地に、入札説明書等に明示されていない…その他の土地の契約不適合が発見されたとき又は事業敷地の状況が入札説明書等の内容と著しく異なるときは」とありますが、第1項の事前調査は土地に加え建物の劣化調査も含まれておりますので、建物の契約不適合や入札説明書等の内容と建物の状況が著しく異なるときも本条は適用されとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 建物の契約不適合についても事業敷地と同様に第17条が適用されるものとします。
227	事業契約書(案)	7	第17条	第5項 第6項		事前調査業務	「事業敷地」との記載がありますが、別紙1定義の「本件土地」と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。 同義の場合、修正をお願いします。	お見込みのとおりです。 「本件土地」を「事業敷地」に統一します。
228	事業契約書(案)	7	第17条	第6項		事前調査業務	貴市に追加的な費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
229	事業契約書(案)	7	第18条	第2項		設計の変更	貴市に追加的な費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
230	事業契約書(案)	8	第20条	第1項		実施設計の完了	貴市に対して、実施設計図書を提出した際に、提出したことを証する意味で、受領書等頂くことは可能でしょうか。SPCが金融機関から当該設計費用を用途とする融資を受けるにあたり、必要となる可能性が考えられます。	契約協議時に協議します。
231	事業契約書(案)	8 11	第19条 第27条	第1項 第1項		設計段階におけるモニタリング業務 建設段階におけるモニタリング業務	「モニタリング業務計画」とあるのは、別紙10に規定の「モニタリング実施計画書」を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
232	事業契約書(案)	9 9 9 9 13 13 46	第21条 第22条 第23条 第23条 第32条 第32条 別紙1	第1項 第2項 第2項 第3項 第1項 第2項 33		本件施設の改修 第3者の使用 施工計画書等 施工計画書等 市による説明要求及び建設現場立会 い等 市による説明要求及び建設現場立会 い等 定義	「請負人」とあるのは、「建設企業」を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	請負人は、第22条第2項で示すとおり、本件施設の改修を実施する者としており、建設企業という理解で問題ありません。
233	事業契約書(案)	10	第25条	第3項		工事監理者	工事監理計画書の指定書式があればご教授願います。	工事管理計画書書式については落札者と協議するものとします。
234	事業契約書(案)	10	第24条	第1項 第3項		事業敷地の使用及び管理	「本件工事」とあるのは、「本件施設の改修工事」を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「本件工事」を「本件施設の改修工事」に統一します。
235	事業契約書(案)	10	第24条			事業敷地の使用及び管理	「事業敷地」との記載がありますが、別紙1定義の「本件土地」と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。 同義の場合、修正をお願いします。	お見込みのとおりです。 「本件土地」を「事業敷地」に統一します。
236	事業契約書(案)	11	第27条	第2項		工事監理者	工事監理報告書の指定書式があればご教授願います。	工事管理報告書の書式については落札者と協議するものとします。
237	事業契約書(案)	11	第28条	第1項		本件施設の改修等に伴う近隣対策等	「事業者は、…自己の責任及び費用負担において、…事業計画…につき、説明を行い、了解を得る」とありますが、この「事業計画」の内容についてご教示ください。	事業者の提案内容に基づく事業計画であり、具体的な内容については落札者と協議するものとします。
238	事業契約書(案)	11	第26条	第4項		改修に伴う各種調査	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
239	事業契約書(案)	12	第31条	第1項		履行保証等	履行保証保険契約の場合で「i)市を被保険者とした場合は、直ちにその保険証券を市に提出しなければならず、」とのことですが、保険証券の発行には一定の時間を要するため、保険会社発行の「付保証明書」をご提出し、保険証券が発行されしだい速やかにご提出することよろしいでしょうか。	可とします。
240	事業契約書(案)	12	第31条	第1項		履行保証等	履行保証保険契約の場合で「ii)事業者、建設企業等、設計企業等又は工事監理者を被保険者とした場合」との記載があります。 ただ、履行保証保険は、債権者が被保険者、債務者が保険契約者という方式と理解しておりまして、このii)の場合は、「「事業者」（＝債権者）を被保険者とした場合」になり、「建設企業等、設計企業等又は工事監理者」は債権者では無いので被保険者にはならないのではないかと考えておりますが、念のため、ご確認をお願いいたします。	落札者が、履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業等、設計企業等又は工事監理者をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、ii)事業者、建設企業等、設計企業等又は工事監理者を被保険者とするを提案した場合は、必要な修正を行います。
241	事業契約書(案)	12	第31条	第2項		履行保証等	この履行保証保険の保険金は、第79条（市の解除権）第6項に定める違約金に充当されると考えられますので、保証の金額も、第79条第6項の金額と同額となり、「サービス対価Aに消費税および地方消費税を加えた金額から割賦手数料を控除した額」になるという理解でよろしいでしょうか	履行保証保険の付保額と、第79条第6項の違約金は同義のものではありません。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
242	事業契約書(案)	12	第29条	第2項		仮設事務所の設置	「事業者は、令和〇年〇月〇日までに、第1項の仮設事務所を解体する。」とありますが、具体的な期日をご教示ください。	指定管理者の仮設事務所は市が手配します。第29条は削除します。
243	事業契約書(案)	12	第29条			仮設事務所の設置	第29条1項の記載では事業者にて指定管理者の仮設事務所の設置を行う様に読めますが、要求水準書には当該業務の規定はなく、また、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答No131では、指定管理者の仮設事務所は市にて用意されることとなっております。上記から、指定管理者の仮設事務所は市にて用意されることが正であり、事業契約書（案）第29条の規定は誤りであるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 242の回答を参照してください。
244	事業契約書(案)	12	第29条			仮設事務所の設置	「要求水準書の記載に従い、市が別途指定する指定管理者の仮設事務所を設置する」とございますが、記載が見当たりません。今後公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 242の回答を参照してください。
245	事業契約書(案)	12	第29条	第3項		仮設事務所の設置	「仮設事務所の設置工事～使用可能な範囲は、要求水準書の記載のとおりとする。」とございますが、記載が見当たりません。今後公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 242の回答を参照してください。
246	事業契約書(案)	12	第28条	第4項		本件施設の改修等に伴う近隣対策等	貴市における負担の範囲には、合理的な範囲で金融費用も含んで頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
247	事業契約書(案)	13	第31条	第2項 第3項		履行保証等	契約保証金の金額は「設計・改修業務にかかる対価（サービス対価A）から割賦手数料を控除した額の100分の10以上に相当する金額」と設定されておりますが、税抜額との理解で宜しいでしょうか。	設計・改修業務にかかる対価（サービス対価A）から割賦手数料を控除した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上としてください。
248	事業契約書(案)	13	第31条	第2項 第3項		履行保証等	「サービス対価Aから割賦手数料を控除した額の100分の10に相当する金額」とありますが、第79条第6項に既定の違約金額「サービス対価Aに消費税及び地方消費税を加えた金額に相当する金額から割賦手数料を控除した額の100分の10を乗じた額」とは整合をとる必要はないでしょうか。	No. 247の回答を参照してください。
249	事業契約書(案)	12	第30条	第4項		什器備品等の制作及び設置	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
250	事業契約書(案)	15	第35条	第1項		市による完成確認通知	「本件施設の運営が可能であることを確認」とありますが、確認する対象は本件施設であり、指定管理者に運営業務準備状況の確認を意味するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
251	事業契約書(案)	15	第37条	第1項		契約不適合	「なお、本契約において契約不適合とは、本件施設及び備品について…」とありますが、「契約不適合」という用語は他の条文では本件土地や改修工事前の本件施設に対して用いられていますので、「本契約において」は「本条において」とすべきではないでしょうか。	「本契約において」を「本条において」と修正します。
252	事業契約書(案)	15	第37条	第2項		契約不適合	【条件訂正希望】 漏水修繕、改修工事履歴より、原因が特定出来ない状況下で長年、漏水が各所で発生していると推察されます。 施設整備後の漏水発生が改修工事範囲外の本施設の主要構造部（壁、柱、床およびはり（事業契約書案P4 第11条（本施設の契約不適合責任第5項））に関わるもの。および、当改修事業の事業契約締結以前の状態（躯体状況、漏水修繕、防水改修）に起因する場合は、請求対象期間10年の対象範囲外として頂くようお願いいたします。	本事業による施工部分について、10年間の性能が保証できる提案を行ってください。
253	事業契約書(案)	15	第37条			契約不適合	契約不適合に伴う履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者様の追完請求ができないものとさせていただけないでしょうか。	不可とします。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
254	事業契約書(案)	15	第37条			契約不適合	契約不適合に伴う損害賠償請求権については、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らし事業者の責に帰すべきでない事由により生じた場合は、行使されることはないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。当該事象が生じた場合は協議を行います。
255	事業契約書(案)	15	第37条			契約不適合	建築設備の機器本体等の契約不適合責任期間について、公共工事標準請負契約約款第57条第2項のように、「・・・設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等を行うことができる。」とさせていただきませんか。	不可とします。 No. 252の回答も併せ参照してください。
256	事業契約書(案)	15	第37条			契約不適合	建築設備の機器本体等の契約不適合責任期間について、公共工事標準請負契約約款第57条第2項のように、「・・・設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等を行うことができる。」とさせていただきませんか。	【重複質問】 No. 255の回答を参照してください。
257	事業契約書(案)	15	第37条			契約不適合	「ただし、その契約不適合が・・・構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。」との記載がございますが、本事業における改修業務の目的物は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定められる新築住宅には該当しないため、当該記載は適用されないものとさせていただきませんか。	不可とします。
258	事業契約書(案)	15	第36条			事業者による本件施設の引渡し	プロジェクトファイナンスでの資金調達にあたり、金融機関に対し、施設引渡し済んだことを確認できる証憑の提出を必要とします。 この点、事業者が市長印が押捺された「目的物引渡書」を受領できる時期に関して、引渡しからどの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	契約協議時に協議します。
259	事業契約書(案)	16	第38条	第4項		工期の変更	貴市に追加的な費用および損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
260	事業契約書(案)	17	第39条	第2項		工期の変更による費用負担	「事業者の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、本件施設の運営開始が供用開始予定日より遅延したとき」とありますが、運営を開始するのは事業者ではありませんが、「事業者の責めに帰すべき事由により運営開始が供用開始予定日より遅延したとき」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
261	事業契約書(案)	17	第39条	第2項		工期の変更による費用負担	「事業者の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、本件施設の運営開始が供用開始予定日より遅延したとき」とありますが、工期を変更せず、引渡し引渡予定日より遅延しても、運営開始が供用開始予定日より遅延しなければ本条に規定の違約金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、施工完了・引渡しからリニューアルオープンの際に、指定管理者による開館準備等が必要になることに留意してください。
262	事業契約書(案)	17	第39条			工期の変更による費用負担	市・事業者それぞれの責めに帰すべき事由で工期を変更した場合で、本件施設の運営開始が供用開始予定日より遅延したときは、それぞれ違約金を負担する規定ですが、第38条の相手方に発生した損害及び追加的な費用の負担とは別に違約金を支払うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
263	事業契約書(案)	17	第39条	第1項		工期の変更による費用負担	貴市にお支払いいただく違約金の算定基礎となる「本件施設の改修工事費」については、合理的な範囲で金融費用も含んで算定されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
264	事業契約書(案)	17、 23	第41条 第61条	第2項		第三者に及ぼした損害	事業者が善管注意義務を果たしても発生した第三者損害の賠償については、市による負担としていただけないでしょうか。	原文どおりとします。
265	事業契約書(案)	18	第42条	第1項		工事費等の変更による損害	貴市に超過した「工事費」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
266	事業契約書(案)	18	第42条	第3項		工事費等の変更による損害	貴市に工程の変更に要する費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
267	事業契約書(案)	19	第48条	第1項		開館準備段階におけるモニタリング	「モニタリング計画」とあるのは、正しくは「モニタリング実施計画」でしょうか。	ご指摘のとおりです。
268	事業契約書(案)	20	第50条	第2項		開館準備の遅延	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
269	事業契約書(案)	20	第51条	第2項		開館準備業務に伴う近隣対策	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
270	事業契約書(案)	21	第52条	第1項	(3)	業務計画書の提出	「令和〇年度【初年度】」とあるのは、「令和6年度」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
271	事業契約書(案)	21	第54条	第2項		法令変更等による要求水準の変更	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
272	事業契約書(案)	22	第56条	第2項		維持管理業務に伴う近隣対策	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
273	事業契約書(案)	22	第58条	第2項		維持管理業務の変更	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
274	事業契約書(案)	23	第67条	第2項		本件施設の修繕	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
275	事業契約書(案)	23、 24	第59条 第62条			モニタリングの実施 維持管理業務の実施 維持管理業務の範囲	「募集要項等」とあるのは、正しくは、「入札説明書等」でしょうか。	お見込みのとおりです。
276	事業契約書(案)	24	第63条	第1項			「維持管理業務は本件施設（備品及び外構を含む。）の全体を業務範囲」とありますが、要求水準書に定める「市が実施する業務等」は対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
277	事業契約書(案)	25	第68条	第2項		第三者の責めに帰すべき事由による本施設の修繕	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
278	事業契約書(案)	26	第70条	第1項		保険	市がピアノについて、火災総合保険を付保するとありますが、これは、実施方針の質問171の回答にありました「全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済」のことでしょうか。 また、文化会館の建物、設備、動産（ピアノ以外）にも当該共済もしくは火災総合保険を付保されるという理解でよろしいでしょうか。	加入している保険について、お見込みのとおりです。 建物、動産の一部についても同保険に加入しています（動産の一部：緞帳2、能舞台、油圧式高所作業車）。 それ以外では、公益社団法人全国公立文化施設協会の公立文化施設賠償責任保険及びサイバープロテクターに加入しています。
279	事業契約書(案)	26	第70条	第2項		舞台設備の破損	事業者が賠償する場合、金員をサービス対価から控除するとありますが、このサービス対価は維持管理業務に関するサービス対価Cという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
280	事業契約書(案)	26	第70条	第2項		舞台設備の破損	金員を控除できる対象となるサービス対価は、開館準備業務に係る対価または維持管理業務に係る対価であり、設計・改修業務に係る対価は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
281	事業契約書(案)	27	第71条	第2項		建築物環境衛生管理業務	「最新の建築保全業務共通仕様書に基づき、本業務を実施する」とありますが、この規定は、事業契約第88条に基づき費用負担を定めることを否定するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
282	事業契約書(案)	28	第76条	第8項		本件施設の返還	「引継ぎに必要な事項の詳細について、事業期間終了の4年前から市と協議を開始する」とありますが、他の多くのPFI事業と比べて開始時間が早いように存じますが、4年前から開始することとした理由と4年前から行う協議の内容について具体的な想定があればご教示ください。	本事業終了後の対応に関して余裕を持って検討することを想定し、4年前からの開始としています。協議の内容については、協議開始時に協議の上定めるものとします。
283	事業契約書(案)	28	第76条	第8項		本件施設の返還	事業期間にわたり本件施設の所有権は貴市に帰属するとの理解でおりますが、「本件施設の返還」は、誤記との理解でよろしいでしょうか。	「事業者が維持管理責任を負っている建築・設備機器等についてその管理責任を返還する」の意味です。
284	事業契約書(案)	29	第78条	第1項	(2)	事業者の債務不履行による契約の早期終了	「本件施設の営業を行わず」とあるのは、「本件施設の維持管理を行わず」という意味との理解でよろしいでしょうか。	第78条第1項(2)を削除します。
285	事業契約書(案)	29	第78条	第2項	(1)	事業者の債務不履行による契約の早期終了	「工事終了予定日」は「引渡予定日」と同義との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
286	事業契約書(案)	29	第78条	第2項	(3)	事業者の債務不履行による契約の早期終了	事業契約の解除事由に「事業者（事業者の構成員のいずれか）」の破産等がありますが、事業者の構成員が破産した場合でも、倒産隔離により事業者の経営に大きな悪影響はなく、事業を継続することが可能な場合もありますので、「（事業者の構成員のいずれか）」という文言を削除することは可能でしょうか。	構成員の破産等が生じた場合、代替事業者の参加等により事業の実施が担保される場合も当然に想定され（金融機関によるステッピン行使等）、その場合は本件契約の解除は必要ありませんが、そうでない場合に備えて市の解除権を設けているものです（「できる」規定にしています）。
287	事業契約書(案)	32	第79条	第6項		市の解除権	「契約金額のうち1年分のサービス対価Cの合計額に100分の10を乗じた額」とあるのは、正しくは、「サービス対価Cの各1年分の合計に消費税及び地方消費税を加えた金額に相当する金額の100分の10に相当する額」ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
288	事業契約書(案)	33	第81条	第1項		本件施設の完成確認通知の受領前の解除の効果	「サービス対価Aに消費税及び地方消費税を加えた金額に相当する金額の100分の10に相当する違約金」とあるのは、正しくは、「サービス対価Aに消費税及び地方消費税を加えた金額に相当する金額から割賦手数料を控除した金額の100分の10を乗じた額の違約金」ではないでしょうか。	No. 247の回答を参照してください。
289	事業契約書(案)	33	第81条	第1項		本件施設の完成確認通知の受領前の解除の効果	本項で記載されている違約金の対象となるサービス対価Aは、割賦手数料を除いた金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
290	事業契約書(案)	33	第81条	第2項		本件施設の完成確認通知の受領前の解除の効果	「改修工事の出来形部分」とは、改修工事費以外に、設計費、工事監理費、SPC経費、建中金利、資金調達費用等の出来形を構築する上で必要な費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 本事業はPFI方式において行われており、SPCを会社として運営しつつ、プロジェクトファイナンスによる資金調達があって初めて「出来形」を形成することが可能となっております。 なお、同様の規定がある第86条第1項の規定についても、上記「出来形部分」と「工事費残存額」の対象は、債権確定後のサービス対価Aの残存額になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
291	事業契約書(案)	33	第81条	第2項		本件施設の完成確認通知の受領前の解除の効果	貴市が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 290の回答を参照してください。
292	事業契約書(案)	34	第84条	第1項		市の債務不履行による解除等	「本契約上の重要な義務に違反した場合」とありますが、重要な度合いにかかわらず、事業者は市に対しての契約違反の是正を求めることができるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりと考えますが、具体的には落札者と協議します。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
293	事業契約書(案)	34	第82条	第3項		本件施設の完成確認通知の受領後の解除の効果	工事費残存額とは、サービス対価Aを指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
294	事業契約書(案)	34	第83条	第1項 第2項		市の債務不履行	貴市における負担の範囲には、合理的な範囲で金融費用も含んで頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。
295	事業契約書(案)	35	第85条	第1項		本件施設の完成確認通知の受領前の市の債務不履行による解除の効果	貴市が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 290の回答を参照してください。
296	事業契約書(案)	35	第86条	第1項		本件施設の完成確認通知の受領後の市の債務不履行による解除の効果	工事費残存額とは、サービス対価Aを指すとの理解でよろしいでしょうか。	No. 293の回答を参照してください。
297	事業契約書(案)	37	第91条	第2項		協議及び追加費用の負担	「なお、この場合の追加費用は、市の負担とする。」とありますが、「別紙9 不可抗力による損害金分担規定」は適用されないのでしょうか。	「この場合の費用負担は別紙9による」と修正します。
298	事業契約書(案)	39	第96条	第3項		著作権等の帰属等	「使用権は、市に帰属するものとする。」とありますが、使用権の内容についてご教示ください。「市は引き続き、使用することができる」という意味でしょうか。	お見込みのとおりです。
299	事業契約書(案)	39	第99条			分割払にかかる金利	契約終了の場合の残工事費等の支払いについて、「市は、…金融機関からの融資（劣後特約の付されているものを除く。）にかかる金利と同じ利率の金利を付す」とありますが、市の責めに帰すべき事由で契約が終了した場合にも適用されることになりますが、この場合、市から支払われない株主劣後ローン利息分の金利は損害として市に賠償を請求することができるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
300	事業契約書(案)	40	第102条	第2項		計算書類等の提出	「事業費」は、正しくは、「サービス対価」でしょうか。	お見込みのとおりです。
301	事業契約書(案)	40	第102条	第3項		計算書類等の提出	「連絡会議において市に対して、監査報告…を行うものとする」とありますが、公認会計士が市に監査内容を報告する必要はなく、事業者から監査結果を報告すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
302	事業契約書(案)	44	別紙1	5		定義	「要求水準書 資料2事業区域図」とありますが、要求水準書添付資料には記載がありません。別途提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	「「本件土地」とは、厚木市恩名1丁目9-20のうち、本件施設の改修工事において必要とされる用地をいう。」と修正します。
303	事業契約書(案)	44	別紙1			定義	「4「工事開始日」とは、別紙3に記載する改修期間の開始日をいう。」とありますが、別紙3には「工事開始日」の記載がありませんので、いずれかの修正が必要ではないでしょうか。	別紙3に工事開始日に記載することとします。
304	事業契約書(案)	44	別紙1			定義	「7「供用開始予定日」とは、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの間のいずれかの日で、市と事業者の協議により市が決定する日をいう。」について、入札説明書では供用開始は令和7年1月となっておりますが、具体的な期間をご教示ください。	供用開始日等具体的な予定は入札説明書のとおりです。別紙3は「ひな型」とご理解ください。
305	事業契約書(案)	44	別紙1			定義	「8「維持管理期間」とは、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間をいう。」について、入札説明書では令和6年10月1日～令和17年3月31日となっておりますが、具体的な期間をご教示ください。	No. 304の回答を参照してください。
306	事業契約書(案)	44	別紙1			定義	「10「開館準備期間」とは、令和○年○月○日から供用開始日までの期間をいう。」について、香入札説明書では令和6年10月1日～12月31日となっておりますが、具体的な期間をご教示ください。	No. 304の回答を参照してください。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
307	事業契約書(案)	44	別紙1			定義	「6「引渡予定日」とは、令和〇年〇月〇日をいう。」について、入札説明書では令和6年9月30日となっておりますが、具体的な日付をご教示ください。	No. 304の回答を参照してください。	
308	事業契約書(案)	44	別紙1			定義	「6「引渡予定日」について、部分引渡は実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
309	事業契約書(案)	45	別紙1			定義	「24「事業期間」とは、本契約の締結日から令和〇年〇月〇日までの期間をいう。」について、入札説明書では、事業契約の終了は令和17年3月31日となっておりますが、具体的な年月日をご教示ください。	No. 304の回答を参照してください。	
310	事業契約書(案)	45	別紙1			定義	「28「設計・改修期間」とは、…事業者が、第35条により完成確認通知を受領する日までの期間をいう。」とありますが、設計・改修期間は、事業者が本件施設を引き渡した日までではないでしょうか。	お見込みのとおりです。別紙1を修正します。	
311	事業契約書(案)	46	別紙1			定義	「33「本件施設の改修工事費」」は消費税等を含む金額でしょうか。	お見込みのとおりです。	
312	事業契約書(案)	48	別紙3			日程表	本契約締結と設計・改修期間について「令和4年3月〇日」と記載がありますが、「令和5年3月〇日」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
313	事業契約書(案)	50	別紙5	3	(1)	設計・改修業務に係る対価（サービス対価A）	入札説明書及び様式集では起債制度を活用した支払い条件になっており、起債相当額は一括払いとなっておりますが、事業契約案にその規定がありません。いずれかを修正する必要があるでしょうか。	「本件施設の設計・改修業務に係る対価として、本件施設の所有権移転後甲が一時金として支払うもの及び本件施設の引渡し後から事業終了時までの期間にわたり割賦により支払うものをいい、」と修正します。	
314	事業契約書(案)	50	別紙5	3	イ	算定方法等	サービス対価Aに係る割賦債権は施設の引渡日（令和6年9月30日）に確定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
315	事業契約書(案)	50	別紙5	1		各業務に係る対価について	サービス対価Bに「統括管理業務のうち開館準備期間に係る業務に要する費用」が含まれており、サービス対価Cに「統括管理業務のうち維持管理期間に係る業務に要する費用」が含まれておりますが、開館準備期間（令和6年10月1日～12月31日）は維持管理期間（令和6年10月～）に含まれており重複しております。開館準備期間の費用はサービス対価Bに計上するとの理解でよろしいでしょうか。	開業準備に係わる費用はサービス対価B、維持管理業務に係わる費用はサービス対価Cとして計上してください。	
316	事業契約書(案)	51	別紙5	3	(1)	イ	算定方法等	「各回の支払において、期間3ヶ月（0.25年）後取として計算する。」とありますが、金利計算において、日割り計算ではなく、月割り計算を指定しているとの理解でよろしいでしょうか。	日割計算で結構です。
317	事業契約書(案)	51	別紙5	3	(1)	イ	算定方法等 支払日	第1回支払日を令和7年3月末日とする記載になっておりますが、本施設の引渡しは令和6年9月末日であることから、第1回支払日は令和6年12月末日ではないでしょうか。 令和7年3月末日が第1回支払日となりますと、金利が3ヶ月分余計に発生し、貴市財政負担が増加することから、誤記との理解でよろしいでしょうか。	第1回目の支払いは、令和7年3月末とします。 なお、設計・改修業務にかかる費用のうち起債相当額（一般単独事業債：充当率75%）は一時金として所有権移転後に支払い、残りの費用を令和7年3月末から事業期間終了まで割賦により支払います。
318	事業契約書(案)	51	別紙5	3	(1)	イ	算定方法等 基準金利	基準金利がマイナスになった場合、ゼロとして扱うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
319	事業契約書(案)	51	別紙5	3	(1)	イ	算定方法等	基準金利をより明確化するために、以下のような記載方法に変更して頂くことをご検討いただけませんか。 （例）「基準金利は、Refinitivより提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）として「JPTSRT0A=RFTB」に掲示されているTONAベース10年もの（円／円）金利スワップレートとする。」	質問内容のとおり変更します。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
320	事業契約書(案)	51	別紙5	3	(1)	イ	算定方法等	基準金利について、0%を下限とする旨を規定することをご検討いただけませんか。
321	事業契約書(案)	52	別紙5	3	(1)	イ	算定方法等	「割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。」とありますが、元利均等計算した後に各支払元金に消費税等を加算することになっているため、各回の支払額（税込み）は一致せず、同額にはなりません、各回の消費税を除く支払額を一致させるという趣旨でしょうか。
322	事業契約書(案)	52	別紙5	3	(1)	イ	割賦元金に係る消費税及び地方消費税	サービス対価Aの割賦元金に係る消費税及び地方消費税も、各元金支払時に、加算して支払われることになっております。本支払方法は、令和3年9月17日付で内閣府民間資金等活用事業推進室による「長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準の適用が廃止されたことに伴うPFI事業への影響について（周知）」の考え方と異なる方針が示されたと受け止められますが、記載に誤りはございませんでしょうか。
323	事業契約書(案)	52	別紙5	3	(2)	ア	構成される費用の内容	開館準備業務に係る費用に「開業準備期間における維持管理業務費」とありますが、開館準備期間は維持管理期間に含まれます。また、別紙5「1 各業務に係る対価について」のサービス対価Bの内訳には、同費用の記載はありません。開館準備期間における維持管理業務のうち開館準備期間特有のものはサービス対価Bに計上し、通常の維持管理業務費はサービス対価Cに計上するとの理解でよろしいでしょうか。
324	事業契約書(案)	52	別紙5	3	(2)	(ア)	開館準備業務に係る対価	開館準備業務に係る対価は、「事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う」とありますが、全業務が終了後に一括で支払われるという理解でよろしいでしょうか。
325	事業契約書(案)	52	別紙5	3	(1)	イ	算定方法等	消費税および地方消費税相当額について、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されたことを考慮していただき、各回の支払元金に加算する方法ではなく、施設の引渡年度に一括して支払う方法にご修正頂けないでしょうか。割賦元金に係る消費税および地方消費税に関して、施設の引渡し年度に一括してお支払いいただけない場合、消費税および地方消費税相当額を金融機関から借り入れする必要があるため、金融費用の増加に繋がります。また、貴市がSPCに支払う消費税および地方消費税相当額に割賦金利がつかない場合、施設整備費に係るサービス対価では、毎回の借入元金と借入利息を返済できないという問題が発生することが想定されます。
326	事業契約書(案)	54	別紙5	3	(3)	イ	算定方法等	「支払回数は年4回とし、…維持管理期間中に計40回支払う」とありますが、令和6年10月1日から令和17年3月31日までの維持管理期間では、支払回数は42回ではないでしょうか。
327	事業契約書(案)	55	別紙5	4	(1)		サービス対価A（割賦払い）の改定	「(1) サービス対価A（割賦払い）の改定」とありますが、割賦払に限らないとの理解でよろしいでしょうか。
328	事業契約書(案)	55	別紙5	4	(1)	ア	物価変動による改定(ウ) 改定方法	契約締結日の属する月の指標値と本件施設の着工日の属する月の指標値の比較はなされますが、その後の改修工事期間中については記載がありませんが、改修工事中でも契約締結日の指標値または前回改定に用いた指標値と比較し1.5%を超える物価変動がある場合、改定をお願いできないでしょうか。
329	事業契約書(案)	55	別紙5	4	(1)	ア	物価変動による改定(ウ) 改定方法	「「改定率a」：本件施設…（確定値）／本契約締結日の属する月の指標値（確定日）」の「確定日」は、正しくは、「確定値」でしょうか。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
330	事業契約書(案)	55	別紙5	4	(1)	ア	物価変動による改定 (ウ) 改定方法 物価変動による改定方法として、契約締結日の属する月の指標値を起点と記載されておりますが、入札から契約締結日まで約6ヶ月あることから、入札書及び提案書の受付時を起点して頂けないでしょうか。 神奈川県発注の同様の起債型PFI事業においても設定されている条件です。 世界情勢、新型コロナウイルス感染拡大による景気変動が昨今予測しにくい状況下でありますので採用して頂くようお願い致します。採用頂けない場合はその理由をお聞かせ願います。	No. 20の回答を参照してください。
331	事業契約書(案)	56	別紙5	4	(3)	ウ	令和N年度の改定方法 「第1回目の物価改定は、契約締結日の属する年度の9月と令和29年9月の指標により算定する。」とありますが、「令和29年」というのは誤記かと思われますので、ご修正お願いできますでしょうか。	令和29年を令和5年に修正します。
332	事業契約書(案)	56	別紙5	4	(3)	ウ	令和N年度の改定方法 「また、消費税率の改定が参照対象となる指標の時点（令和（N－1）年9月）で行われた場合には、対象の指標を「その時点の消費税率＋1」で除したものを改定率nの算定式の「令和（N－1）年9月の指標」として置き換える。」とありますが、使用する指標は賃金指数のため消費税率の影響を直接受けるものではないため、「また、消費税率……」の規定は不要と考えますが、ご修正お願いできますでしょうか。	毎月勤労統計賃金指数は賃金を対象とする指数のため、修正します。
333	事業契約書(案)	56	別紙5	4	(3)	ア	対象となる費用と参照指標 サービス対価Cの参照指標として、「毎月勤労統計賃金指数」としてありますが、近年の最低賃金上昇に伴う労務費上昇の実態と乖離していることから、「毎月勤労統計賃金指数」に代わる合理的な指標の採用について協議する余地はございますでしょうか。	可とします。
334	事業契約書(案)	56	別紙5	4	(3)	イ	改訂方法 改訂にあたっては下記③の方法に基づきとありますが、「ウ」に記載の計算方法との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
335	事業契約書(案)	56	別紙5	4	(3)	ウ	令和N年度の改定方法 令和29年9月の指標との記載がありますが、誤記であり、第1回目の物価改定の対象は、維持管理業務が開始する令和6年度を対象とし、契約締結日の属する年度の9月（令和4年9月）と令和5年9月の指標により算定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりであり、令和29年を令和5年に修正します。
336	事業契約書(案)	57	別紙5	6			サービス対価の支払額 サービス対価の支払額の記載について、一括払の記載、消費税等相当額の記載などありませんが、各回支払額を記載した表などが添付されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 313の回答を参照してください。
337	事業契約書(案)	59	別紙6				事業者が付保すべき保険 事業者が付保するものとして記載されている保険の内の賠償責任保険（生産物）ですが、これは、以下のいずれを想定しているものでしょうか。 1. 維持管理・運営期間中の賠償責任保険の1例として記載されているのみで、維持管理・運営期間中の賠償責任保険の内容は提案に任されている。 2. 維持管理・運営期間中の維持管理業務の作業終了後に当該作業の欠陥に起因して生じた事故について維持管理業者が負う賠償責任を補償する保険 3. 維持管理・運営期間中の任意事業での、例えば、食品、物販等に関する賠償責任を補償する保険 4. 建物の改修引渡後、維持管理・運営期間中に、改修業務の欠陥により生じた事故について建設業者が負う賠償責任を補償する保険	事業契約書（案）の第61条第1項に示すとおり、維持管理業務に際して、市又は第三者に損害が生じた場合に備えて保険に加入してください。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
338	事業契約書(案)	59	別紙6			事業者が付保すべき保険	事業者が付保するものとして記載されている保険（建設工事保険、賠償責任保険【請賠・生産物賠】）及びそれ以外の事業者の提案する保険の保険条件は提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
339	事業契約書(案)	62	別紙9	第2項		不可抗力による損害金分担規定	貴市が負担する追加費用部分については金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を参照してください。	
340	事業契約書(案)	68	別紙10	3	(5)	ア	要求水準等未達の基準	要求水準未達に該当する事態について、いずれも、事業者の責めに帰すべき事由、事業者の故意・過失によるものであり、指定管理者他第3者の責めに帰すべき事由等によるものは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
341	事業契約書(案)	74	別紙10	第5項	(2)	カ	減額ポイントの連続発生に伴う措置	サービス対価の支払いを停止する対象に、サービス対価Aは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
342	事業契約書(案)	77	別紙12				法令変更による損害金分担規定	「本件事業に直接関係する法令とは、特に本件施設及び本件施設に類似のサービスを提供する文化会館の維持管理その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令」とありますが、「維持管理その他」には、設計・工事監理・改修工事も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
343	事業契約書(案)	77	別紙12				法令変更による損害金の分担規定	【条件訂正希望】 「1 本件事業に直接関係する法令の変更の場合」は市が100%負担とございますが、「本件事業に直接関係する条例の変更の場合」についても同様に市側で100%負担にして頂きますようお願いいたします。 もし、お認め頂けない場合は、その理由をお聞かせ願います。	「本件事業に直接関係する法令」には「本件事業に直接関係する条例」を含むものとお考え下さい。
344	落札者決定基準	5	第2	3			最優秀提案者の選定	任意提案項目に対する加点評価点の算定式から、仮に審査委員5名全員が満点評価を行った場合は「5×8×50/500＝4点」となることから、本項目に記載される「加点評価点（任意提案項目）【8点満点】」は誤りで、【4点満点】が正との理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
345	落札者決定基準	12	別紙	5	5- (2)		その他提案全般に関する評価	「ア 上記評価項目以外の部分で優れた提案がみられたか。」の「上記評価項目」とは、直前の「5-（1）利用者利便施設の設置方針・運営」だけでなく、「1-（1）本事業実施における基本的な考え方」をはじめすべての評価項目を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
346	様式集Word	3	2	(5)	ア		企業名の記載	「受付番号等」の「等」は何を指すのでしょうか。もしくは、「受付番号等」で一体の呼称でしょうか。	入札参加資格審査結果通知書で提示する受付番号等は数字決まっているわけではないため、「等」としています。
347	様式集Word	3	2	(5)	ア		企業名の記載	企業名の類推記載不可は、参加資格申請を行った企業が対象であり、構成企業もしくは協力企業から下請け・再委託を行う企業や融資金融機関の名称は提案書にそのまま記載して良いとの理解でよろしいでしょうか。	不可とします。
348	様式集Word	3	2	(5)	エ		入札書	封筒の書式については表面、裏面への必要記載事項、ルールがあればご教示願います。	特にありません。
349	様式集Word	4	2	(5)	オ		提案内容に関する提出書類	リスクの分析を行う資料など、本様式項目に関連する資料（任意様式）を添付してもよろしいでしょうか。	可とします。
350	様式集Word	5	2	(5)	オ		提案内容に関する提出書類	大ホール・小ホールの特定天井はともに市の設計であり、また既設補強であると認識しておりますが、当該様式における「天井鉄骨下地軸組、天井形状の分かる図面」とは、特定天井既設補強における仮設計画図等を求めているとの理解で宜しいでしょうか。	お渡ししている任意評定資料の構造図は、任意評定取得のための説明図なので、これを施工するために必要な軸組図と、仮設計画図を表して下さい。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
351	様式集Word	21	様式6-1			入札書	「2 金額は…見積った金額の110分の100に相当する金額を記載してください」とありますが、契約金額は、入札金額に100分の110を乗じた金額になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
352	様式集Word	22	様式6-2			入札金額内訳書	施設改修工事費（1）について、「様式9-11から転記すること」とありますが、様式9-11には割賦金利を記載する欄がありません。割賦金利額が入札金額に反映されるよう様式の修正が必要ではないでしょうか。	修正します。
353	様式集Word	22	様式6-2			入札金額内訳書	「1. 施設改修・開館準備業務に係る費用＝サービス対価A＋B」の表に開館準備業務費の欄がなく、「2. 維持管理業務に係る費用＝サービス対価C」の表に記載がありますが、開館準備業務費はサービス対価A＋Bの表に記載するよう様式の修正が必要ではないでしょうか。	修正します。
354	様式集Word	22	様式6-2			入札金額内訳書	「維持管理費 計（3）」につきましては「様式11-7から転記すること」とあり、「修繕費 計（4）」につきましては「様式11-8から転記すること」とありますが、様式11-7には「4. 修繕費」が含まれており、入札金額に修繕費の額が二重に計上されることとなりますので、様式の修正が必要ではないでしょうか。	修正します。
355	様式集Word	27	様式8-2			1-（2）リスク想定と対策	付保する保険につきまして「※以下の事項は必ず記載してください。」の指示に従い必要事項を記載すると1ページに収まらない可能性があります。保険内容につきましては、本様式とは別に別紙に記載する方法は可能でしょうか。	注釈として、「付保する保険の応じて、適宜追加すること。」としており、必ずしも1枚に収める必要はありません。
356	様式集Word	27	様式8-2			1-（2）リスク想定と対策	記載要領の「リスクを網羅的かつ具体的に想定されているか」に対して、本様式とは別に、リスク分析表等を添付することは可能でしょうか。	ご提案に委ねます。
357	様式集Word	27	様式8-2			1-（2）リスク想定と対策	記載要領の「リスクに応じた適切な保険が付保されているか。」に対して、本様式とは別に、保険評価書・保険引受書を添付することは可能でしょうか。	ご提案に委ねます。
358	様式集Word	28	様式8-3-1			1-（3）事業継続性の確保	記載要領に「ア 事業の継続性を確保するための方法として、…資金調達計画、事業収支計画等について…」とありますが、「（様式8-3-2①）1-（3）事業継続性の確保 資金調達計画」でも資金調達計画を記載することになっております。内容が重複しますので、資金調達計画については様式8-3-1ではなく、様式8-3-2②にのみ記載するよう様式を修正していただけますでしょうか。	原文のとおりとします。 様式8-3-2①は、資金計画に関する提案事故や着目点を記載し、様式8-3-2②には投融資の明細を記載してください。
359	様式集Word	33	様式8-5			1-（5）地域経済・社会への貢献	表中「構成企業」とあるのは、「構成員」を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
360	様式集Word	33	様式8-5			1-（5）地域経済・社会への貢献	表中「構成員・協力企業から委託を受ける企業・物品等の発注先企業」の「発注額c」には、金額の重複を避けるため、市内事業者である構成員・協力企業から市内事業者への委託・発注金額は含めず、市内構成員・協力企業と市外構成員・協力企業との共同企業体による委託・発注の場合には市内構成員・協力企業の持分相当額は含めないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
361	様式集Word	4 5				改修項目についての要求水準書内容の提案書・図面集への記載について	要求水準書に規定されている各室の仕上、設備・電気機器類の詳細な改修項目（要求水準書内で一覧等で記載）等は「様式7-1 要求水準に関する確認書」の提出により、「様式9-5～10 改修計画に関する事項1～6」および「図面集」への記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	「改修仕様」としている工事については、不要とします。 ただし、「改修参考仕様」としている工事については記載してください。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
362	様式集Word	8	様式3-1			参加表明書	「※2 「設計」「工事監理」「改修」「維持管理」「その他」のいずれかを記載してください。」とございますが、「開館準備」については、特に記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
363	様式集Excel		様式8-3-3	1		損益計算書 営業収入	サービス対価Bの内訳として「割賦元金相当額」と「割賦金利相当額」を記載することになっていますが、事業契約書案では、サービス対価Bは開館準備業務に係る対価となっておりますので、様式の修正が必要ではないでしょうか。	修正します。
364	様式集Excel		様式8-3-3	1		損益計算書 営業収入	必要な年度の行は追記してよいとの理解でよろしいでしょうか。	問題ありません。
365	様式集Excel		様式8-3-3			残高	借入金残高は、金融機関からの借入残高に加え、株主からの劣後借入残高も含めるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 別の行にする必要があれば適宜追加してください。
366	様式集Excel		様式8-3-3			評価指標	EIRRの計算には、出資・配当のほか、株主劣後融資の借入・利息も含めるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
367	様式集Excel		様式8-3-3			評価指標	EIRRの計算について、％表示と存じますが、小数点第何位まで表示するか、また、当該位未満の処理（四捨五入、切り捨てなど）についてご教示ください。	小数点第1位まで表示し、当該位未満は四捨五入してください。
368	様式集Excel		様式8-3-3			評価指標	DSCRの計算は、金融機関からの借入を対象として、株主劣後融資は含めないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
369	様式集Excel		様式8-3-3			評価指標	DSCRの計算について、小数点第何位まで表示するか、また、当該位未満の処理（四捨五入、切り捨てなど）についてご教示ください。	小数点第2位まで表示し、当該位未満は四捨五入してください。
370	様式集Excel		様式8-3-3			備考	「※提案基準金利は、0.0〇〇％を用いること。」とありますが、具体的に利率をご教示ください。	0.10％とします。
371	様式集Excel		様式8-3-3			事業収支計画	備考記載の提案基準金利をご教示ください。	No. 370の回答を参照してください。
372	様式集Excel		様式8-3-3			事業収支計画	収益・費用は発生主義、入出金は現金主義にて作成するにあたり、事業年度の追加もお認め頂けることを確認させてください。	可とします。
373	様式集Excel		様式9-11	Ⅱ		改修業務費	「建設業務（i～v）：合計」とありますが、「建設業務（i～x）：合計」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
374	様式集Excel		様式9-11			改修工事費内訳書	各費用の金額は、SPCによる支払いにかかわらず、発生ベース・出来高ベースで記入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、提案価格との整合性が取れるよう留意してください。
375	様式集Excel		様式9-11			改修工事費内訳書	「サービス対価A+B 計」、「（＝サービス対価A（税抜き）+ B）」、「サービス対価B割賦元本＝改修工事費合計－サービス対価A（税抜き）」とありますが、事業契約書案では、サービス対価Bは開館準備業務に係る対価となっておりますので、様式の修正が必要ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
376	様式集Excel		様式9-11			改修工事費内訳書	「実施設計費総額の75％（1）」とありますが、75％をかける総額は税込み金額であり、他の業務も同様の計算との理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
377	様式集Excel		様式10-2			開館準備概算書	「什器備品設置業務」の記載がありますが、開館準備業務に什器備品設置業務は含まれていないため、様式の修正が必要ではないでしょうか。	修正します。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
378	様式集Excel		様式10-2			開館準備概算書	「サービス対価A+B 計」, 「施設整備費・開業準備費合計(=サービス対価A(税抜き)+B)」, 「サービス対価A(一括支払分)」, 「サービス対価B割賦元本=開業準備費合計-サービス対価A(税抜き)」の記載がありますが, サービス対価Aは改修業務費のため, 様式の修正が必要ではないでしょうか。	什器備品の設置はサービス対価Aに含まれます。そのため, 様式は修正しません。
379	様式集Excel		様式10-2			開館準備費概算書	費目及び対価構成・名称が本事業の条件に合致していないと思われますので, 修正版の公表をお願いします。	No. 378の回答を参照してください。
380	様式集Excel		様式11-7			維持管理費内訳書	4. 修繕費について, 「①令和〇～1〇年度」の記載があります。一方, 様式11-8に「サービス対価Cは5年毎に平準化して支払う」とあります。5年ごとに変動させることができるのは修繕費のみとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
381	様式集Excel		様式11-7			維持管理費内訳書	様式11-8に「サービス対価Cは5年毎に平準化して支払う」とありますが, これを踏まえ, 「1令和〇～1〇年度, 2令和〇～1〇年度, 3令和〇～1〇年度」とあるのは, 具体的には, 1令和6年度(令和6年10月1日～)～令和11年度(令和12年3月31日), 2令和12年度(令和12年4月1日～)～令和16年度(令和17年3月31日)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
382	様式集Excel		様式11-7			維持管理費内訳書	「※ 保険料、SPC経費については、運営費内訳書、維持管理内訳書のうちどちらか一方への記載として良い。」とありますが, 不要な文章との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
383	様式集Excel		様式11-7			維持管理費内訳書	「維持管理費 事業期間合計」を様式6-2の維持管理費の欄に記載することになっていますが, 本様式の維持管理費には修繕費も含まれており, 本様式と様式6-2とで齟齬をきたしておりますので, 様式の修正が必要ではないでしょうか。	修正します。
384	様式集Excel		様式11-7			維持管理費内訳書	供用開始初年度(令和6年度)は, 維持管理期間が1年未満のため, 年間費用とは別に金額を記載する必要があると考えるため, 修正をお願いします。 また, 一定期間を対象とした合計欄は, 維持管理費を5年毎に平準化することを想定した設定と思われますが, 本事業の条件に合致していないと思われますので, 修正版の公表をお願いします。	修正します。
385	様式集Excel		様式11-8			修繕費内訳書	令和17年度の列がありますが, 事業期間は令和16年度までのため, 様式の修正が必要ではないでしょうか。	基本協定書(案)の別紙1出資者誓約書の様式において, 「債権債務関係が終了してから1年と1日を経過するまで, 特別目的会社について解散又は～」としているため, 令和17年度まで入力できるようになっています。
386	様式集Excel		様式11-8			修繕費内訳書	「令和〇～〇年度の修繕費の年間支払額」とありますが, 記載する年度についてご教示ください。	ご提案に委ねます。
387	様式集Excel		様式11-8			修繕費内訳書	[C]=[A]÷[B]につきまして, 「B: 改修費合計」は, 様式9-11の改修工事費のうち「Ⅱ. 改修業務」の金額(税抜)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
388	様式集Excel		様式11-8			修繕費内訳書	[C]=[A]÷[B]の値に対する評価(大きい方がよいのか悪いのか, 目安となる数値があればその数値など)をご教示ください。	提案者による改修費に対する修繕費の割合を把握するものであり, 目安になる数値等はなく, 評価に直接かわるものではありません。
389	様式集Excel		様式11-8			修繕費内訳書	注記1つ目にて, 「サービス対価Cは5年毎に平準化して支払う」との記載がありますが, 事業契約書の支払方法にはその記載がないため, 誤記との理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Cの支払いは, 必ずしも完全な平準化を求めているため, 注記を修正します。

厚木市文化会館改修事業 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答について、次のとおり回答いたします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
390	様式集Excel		様式11-8			修繕費内訳書	一定期間を対象とした合計欄は、修繕費を5年毎に平準化することを想定した設定と思われますが、本事業の条件に合致していないと思われますので、修正版の公表をお願いします。	No. 389の回答を参照してください。